

高原町子どもの貧困対策推進計画

令和4年3月

高 原 町

ごあいさつ

子どもを取り巻く環境は、核家族化、少子化の進展などによる地域のつながりの希薄化により、支援を必要とする世帯が社会から孤立しやすくなるなど、大きく変化しています。また、我が国では7人に1人の子どもが相対的貧困の状況にあるといわれており、経済的な困難を背景として子どもたちの健やかな育ちに必要な「つながり」、「学びの環境」、「はぐくまれる環境」を喪失しやすいことが社会問題となっています。

子どもたちは社会に大きな活力をもたらす源であり、未来への希望でもあることから、次代を担う子どもたちの健やかな育ちを社会全体で支えていくことが求められます。

そのため、国や宮崎県では貧困対策に係る支援の取組を進めており、本町においても、子どもたちの育ちや成長を見守り、支援が必要な子どもや家庭を把握し、子どもたちが安心して健やかに成長できる環境をつくるため、「高原町子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

本計画では、「すべての子どもが夢と希望、豊かな心を持ち、健やかに成長できるまち たかはる」を基本理念とし、困難を抱える子どもたちやその家庭が適切な支援に結びつくよう、地域や関係機関と連携しながら各種の取組を進めてまいりますので、町民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました高原町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査に御協力いただきました町民、関係団体の皆様に心より感謝申し上げます。

令和4年3月

高原町長 高妻 経信

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 国と県の動向.....	2
3 計画の位置付け.....	5
4 計画の期間.....	5
5 計画の策定体制.....	5
第2章 子どもの貧困に関する現状と課題	6
1 子どもの貧困の現状.....	6
2 本町の子どもを取り巻く現状.....	8
3 各種調査結果の概要.....	17
第3章 計画の基本的な考え方	42
1 計画の基本理念.....	42
2 計画の基本施策.....	42
3 施策の体系.....	43
第4章 施策の展開	44
基本施策1 教育の支援.....	44
基本施策2 生活の安定に資するための支援.....	48
基本施策3 保護者の生活・就労支援.....	50
基本施策4 経済的支援.....	52
第5章 計画の推進・進行管理	54
1 計画の推進体制.....	54
2 計画の進行管理及び点検・評価.....	54
資料編	55
1 高原町子ども・子育て会議要綱.....	55
2 高原町子ども・子育て会議委員名簿.....	56
3 計画の策定経過.....	56
4 用語解説.....	57

本文中に「*」が付いている用語については、資料編の「4 用語解説」で解説しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

近年、核家族化の進行やひとり親世帯の増加、日本経済の低迷に伴い、経済的に厳しい状況にある家庭が増えてきています。「2019年国民生活基礎調査*」（厚生労働省）によると、我が国の子どもの貧困率は13.5%で、およそ7人に1人の子どもが貧困状態であるという数値が示されています。

明日の日本を支えていくのは今を生きる子どもたちであり、いわゆる貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはなりません。そうした決意の下、国では平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律*」（以下「法」という。）が成立しました。また、平成26年には「子供の貧困対策に関する大綱*」において、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針が掲げられ、様々な取組が進められてきました。

令和元年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました。同法による改正後の法律では、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることなどが明記されました。

さらに、同年11月には新たな「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が策定されました。新たな大綱では、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があるとされています。

宮崎県においては、令和2年3月に「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」（以下「県計画」という。）が策定されました。

こうした背景を踏まえ、本町においてもすべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく将来の夢や目標の実現に向けて成長できるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するために、「高原町子どもの貧困対策推進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 国と県の動向

(1) 「子供の貧困対策に関する大綱」の策定

令和元年6月に法が一部改正されたことに伴い、新たな大綱が策定されました。
新たな大綱のポイントは、以下のとおりです。

新たな大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年成立、議員立法）に基づき策定 ○ 今般の大綱改定は、 <ul style="list-style-type: none"> ① 現大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていること、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。 ○ 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定するとされている。 	
目的	現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す 子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施
基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ⇒ 子供のライフステージ*に応じて早期の課題把握 ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ⇒ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化 ③ 地方公共団体による取組の充実 ⇒ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進
指標	ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）
指標の改善に向けた重点施策（主なもの）	
1. 教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等 ○ 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施
2. 生活の安定に資するための支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援 子育て世代包括支援センター*の全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ*、SNS*を活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化*・民間団体の活用等 ○ 生活困窮家庭の親の自立支援 生活困窮者*に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進
3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親への就労支援 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設*等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援
4. 経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童扶養手当*制度の着実な実施 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～） ○ 養育費の確保の推進 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上
施策の推進体制等	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体の計画策定等支援 ○ 子供の未来応援国民運動の推進 子供の未来応援基金等の活用 	

基本的な方針

＜分野横断的な基本方針＞	
1	貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
2	親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
3	支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
4	地方公共団体による取組の充実を図る。
＜分野ごとの基本方針＞	
1	教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォーム*と位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
2	生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
3	保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
4	経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
5	子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民*の連携・協働*を積極的に進める。
6	今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

出典：子供の貧困対策に関する大綱（概要版）

（２）県の動向

宮崎県では、令和2年3月に「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」（計画期間：令和2年度～5年度）が策定されました。

この中では、前述の大綱で示された指標39項目のうち独自項目を含めた24の指標が設定されており、あわせて令和5年度における数値目標として4つの目標値が掲げられています。その他子どもの貧困に関する具体的な取組内容も追加されるなど、子どもの貧困は県政の重要課題として位置付けられています。

子どもの貧困に関する指標

No.	項目	全国	宮崎県	備考
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.7%	92.1%	国：平成30年 4月1日現在 県：平成31年 4月1日現在
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	4.1%	5.2%	
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	36.0%	23.1%	
4	児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）	95.8%	100.0%	平成30年5月1日現在
5	児童養護施設の子どもの進学率（高等学校卒業後）	30.8%	34.8%	
6	ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園等）	81.7%	88.9%	国：平成28年度現在 県：平成29年度現在
7	全世帯の子どもの高等学校等進学率	99.0%	98.6%	国：平成29年度 県：平成30年度
8	全世帯の子どもの高等学校中退率	1.4%	1.6%	平成30年度 (国公立学校)

No.	項目	全国	宮崎県	備考
9	全世帯の子どもの高等学校中退者数	48,594人	522人	平成30年度 (国公立学校)
10	スクールソーシャルワーカー*による 対応実績のある学校の割合(小学校)	50.9%	46.0%	平成30年度 (公立学校)
11	スクールソーシャルワーカーによる 対応実績のある学校の割合(中学校)	58.4%	65.9%	
12	スクールカウンセラー*の配置率 (小学校)	67.6%	要請に応じてすべての小学校に対応 (対応実績6.3%)	
13	スクールカウンセラーの配置率 (中学校)	89.0%	配置校83校のほか、要請に応じてすべての中学校に対応 (対応実績73.4%)	
14	就学援助制度*に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助 制度の書類を配付している市町村の割合)	65.6%	92.3%	平成29年度
15	新入学児童生徒学用品費等の入学前 支給の実施状況(小学校)	47.2%	34.6%	平成30年度
16	新入学児童生徒学用品費等の入学前 支給の実施状況(中学校)	56.8%	42.3%	
17	高等教育の修学支援新制度の利用者数 (大学)	-	-	令和2年度から開始される制度のため、実績なし
18	高等教育の修学支援新制度の利用者数 (短期大学)	-	-	
19	高等教育の修学支援新制度の利用者数 (高等専門学校)	-	-	
20	高等教育の修学支援新制度の利用者数 (専門学校)	-	-	
21	ひとり親家庭の親の就業率(母子世帯)	80.8%	83.9%	平成27年調査
22	ひとり親家庭の親の就業率(父子世帯)	88.1%	89.7%	
23	ひとり親家庭の親の正規の職員・ 従業員の割合(母子世帯)	44.4%	49.3%	
24	ひとり親家庭の親の正規の職員・ 従業員の割合(父子世帯)	69.4%	67.6%	

計画において目指す数値目標

No.	指標	目標値 (令和5年度)	現状値 (平成30年度)
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	94.0%	92.1%
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	4.0%	5.2%
3	公立小・中学校でスクールソーシャルワーカーが 子どもの貧困対策に関する研修を実施した割合	100%	-
4	市町村の子どもの貧困対策推進計画策定率	100% (26市町村)	38.5% (10市町)

出典：第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画

3 計画の位置付け

本計画は、法の目的や大綱の趣旨、県計画を踏まえ、法第9条に基づく市町村計画として策定するものです。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」から抜粋

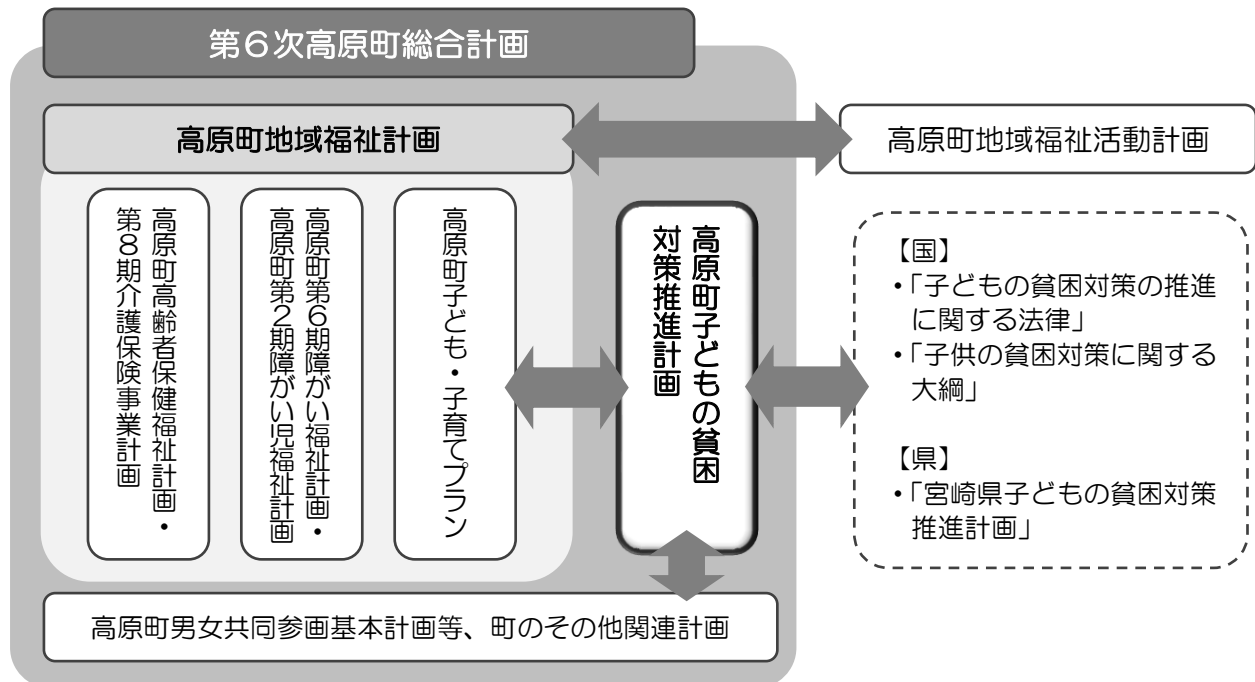
(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

「高原町総合計画」や「高原町子ども・子育てプラン」のほか、高原町の子どもと子育てにかかわる児童福祉、母子保健、医療、教育等の分野の関連計画との整合・連携を図りながら、子どもの貧困対策を推進していきます。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とします。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、関係者及び町民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や町民の代表等により構成される「子ども・子育て会議」を設置し、委員の皆様から本計画に係る御意見・御審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

また、幅広い意見を募集するためにアンケート調査やヒアリング調査を行ったほか、計画案に対するパブリックコメント*を実施しました。

第2章 子どもの貧困に関する現状と課題

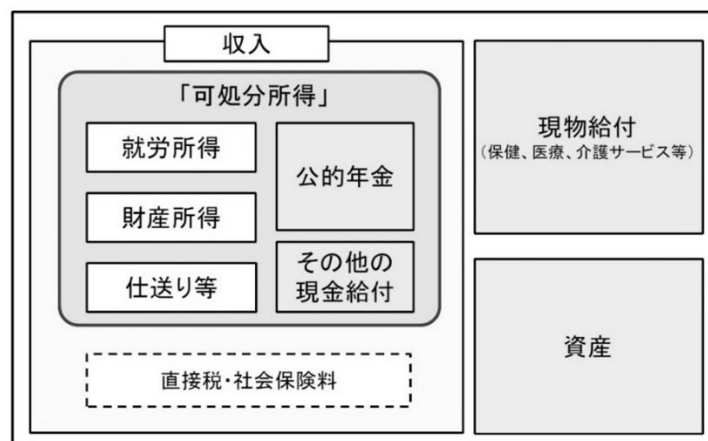
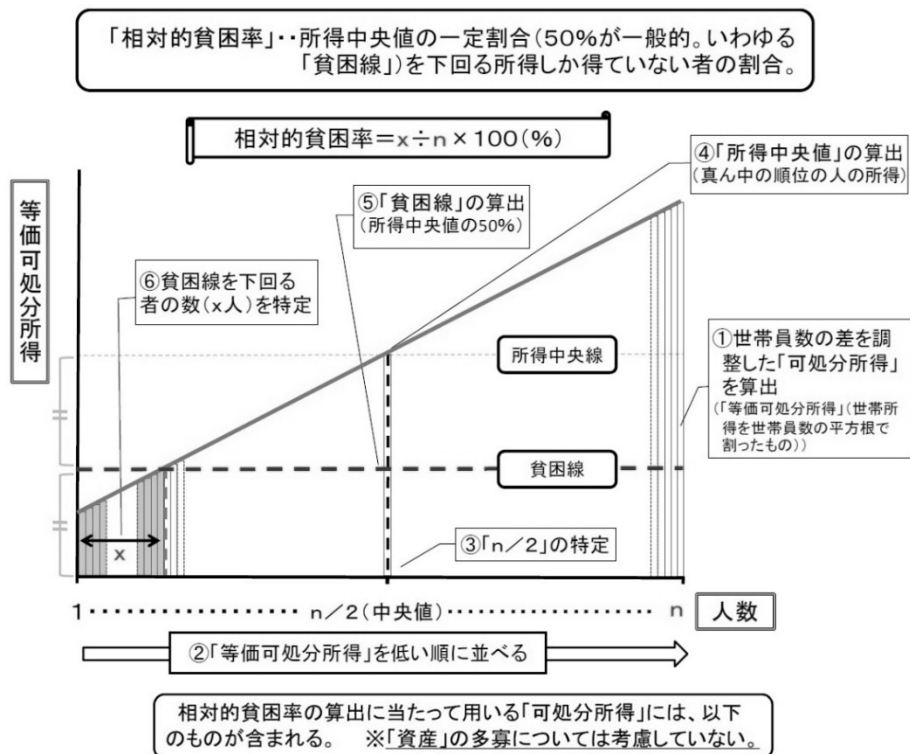
1 子どもの貧困の現状

(1) 子どもの貧困率

貧困の状態を示す際に、「相対的貧困」と「絶対的貧困」という考え方があります。相対的貧困は「その国・地域の文化水準、生活水準と比較して判断される貧困」で、絶対的貧困は「食べ物が無い、家がないなど、国・地域のレベルにかかわらず、人間として生きていく上で最低限の条件が満たされていないと判断される貧困」のことをいいます。

子どもの貧困率は相対的貧困の考え方によるもので、18歳未満の子どものうち、貧困線（等価可処分所得*の中央値の半分）を下回る水準で生活している子どもの割合です。国が実施する「国民生活基礎調査」により算出され、子どもの貧困の状況を示す指標の一つとして使用されています。

(参考) 相対的貧困率*の算出方法

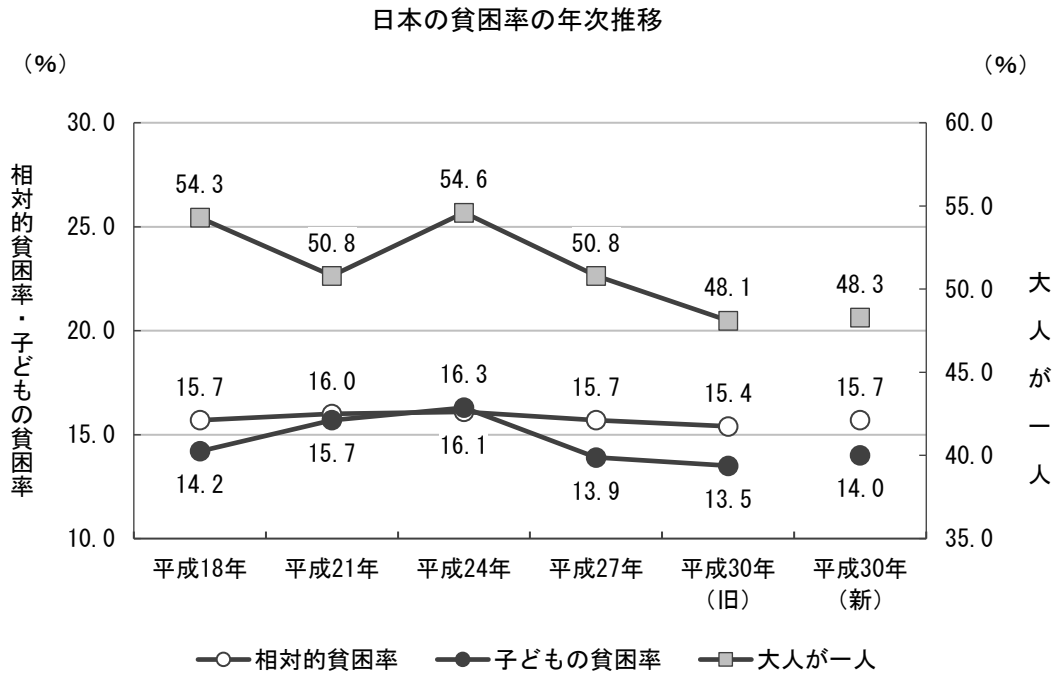


出典：国民生活基礎調査に関するQ&A（よくあるご質問）

(2) 日本の貧困率の年次推移

子どもの貧困率は、平成 24 年には 16.3%と過去最高の水準となりました。最新の平成 30 年の数値は 13.5%となっています。

また、子どもがいる現役世帯のうち、「大人が一人」世帯の貧困率については、平成 30 年には 48.1%となっており、平成 27 年から減少がみられるものの、依然として半数近い割合を示しています。



	平成 18 年	平成 21 年	平成 24 年	平成 27 年	平成 30 年	
						新基準
相対的貧困率 (%)	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7
子どもの貧困率 (%)	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0
子どもがいる現役世帯 (%)	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1
大人が一人 (%)	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3
大人が二人以上 (%)	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2
中央値【a】(万円)	254	250	244	244	253	248
貧困線【a/2】(万円)	127	125	122	122	127	124

※1 平成 27 年の数値は、熊本県を除いたものです。

※2 平成 30 年の「新基準」は、平成 27 年に改定された OECD* の所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものです。

※3 貧困率は、OECD の作成基準に基づいて算出しています。

※4 大人とは 18 歳以上の方、子どもとは 17 歳以下の方をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいいます。

※5 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除きます。

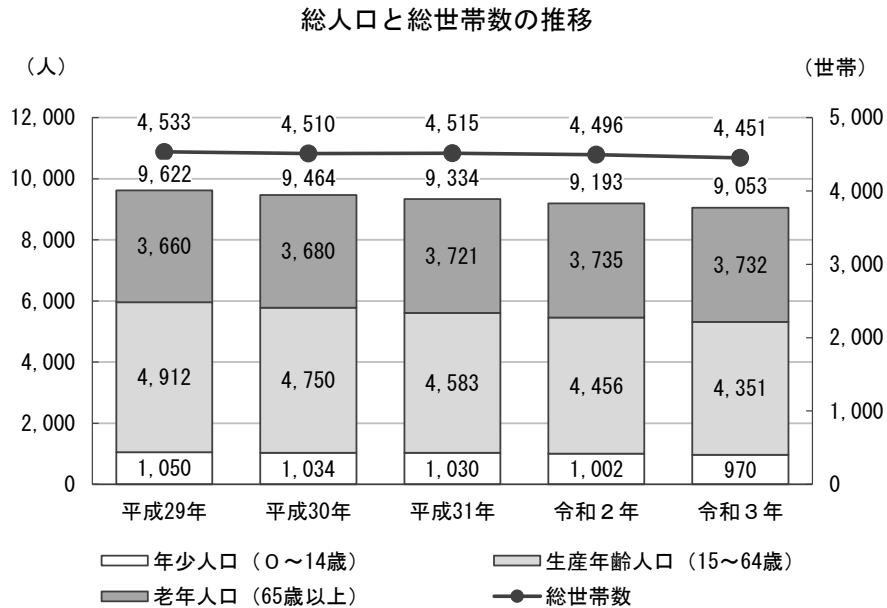
出典：2019 年国民生活基礎調査

2 本町の子どもを取り巻く現状

(1) 人口・世帯等の状況

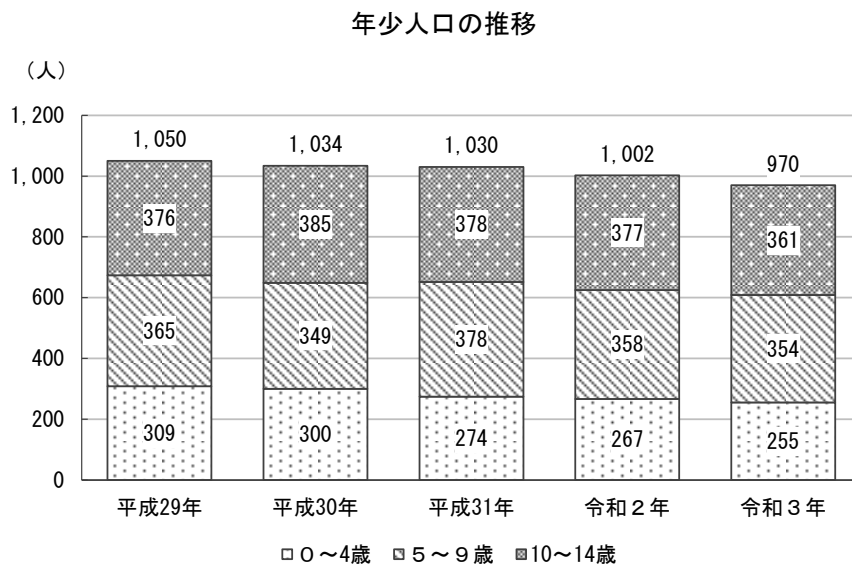
① 総人口と総世帯数の推移

本町の総人口は、平成29年には9,622人でしたが、令和3年には9,053人となっています。また、総世帯数は、平成29年には4,533世帯でしたが、令和3年には4,451世帯となっています。



出典：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

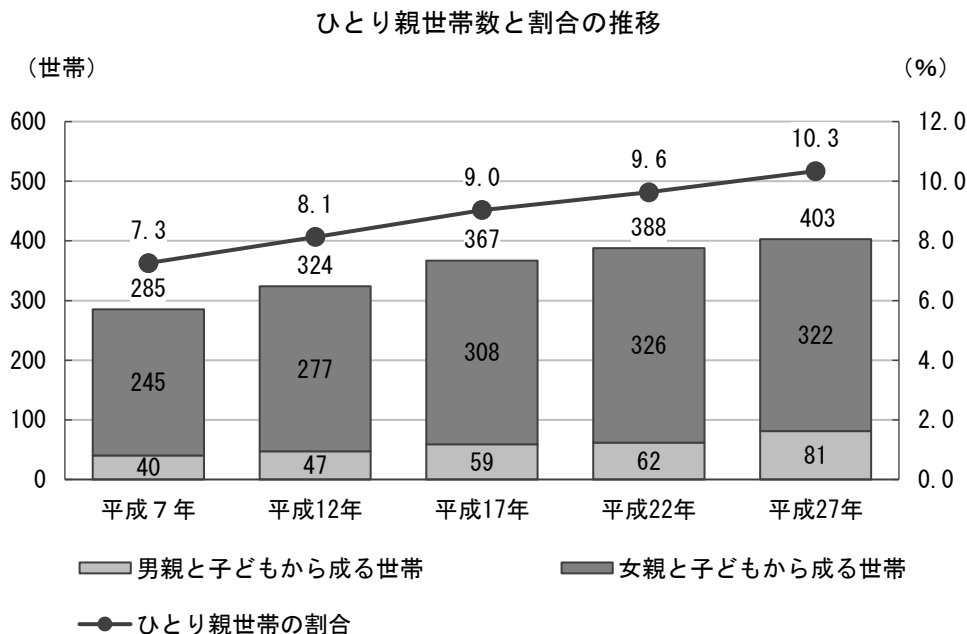
本町の年少人口は減少傾向にあり、令和2年以降はいずれの年齢層においても前年からの減少がみられます。



出典：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

② ひとり親世帯の推移

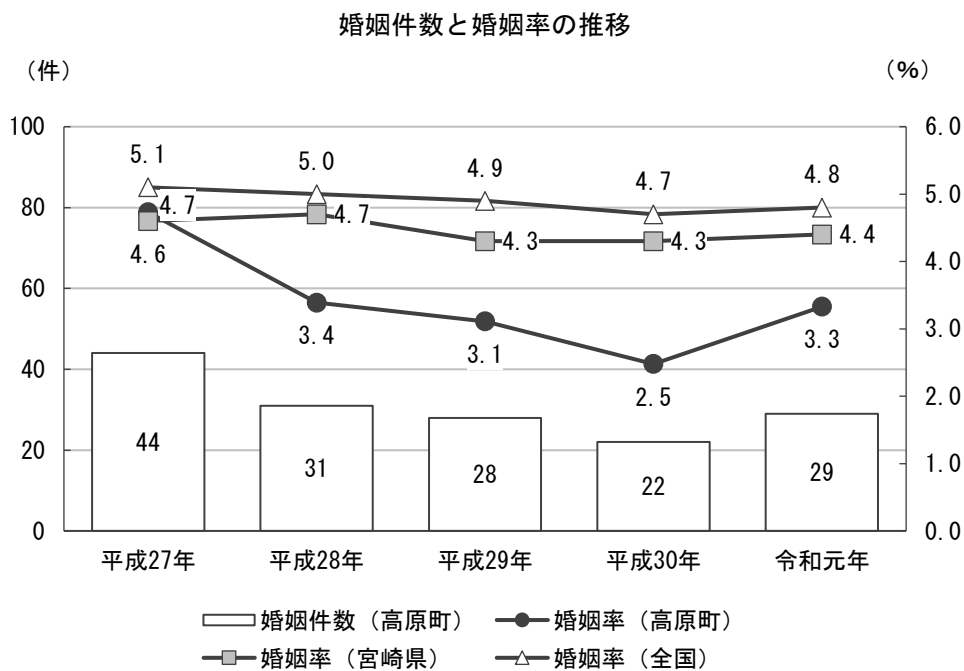
本町のひとり親世帯数は増加傾向にあり、平成 27 年には、「男親と子どもから成る世帯」は 81 世帯、「女親と子どもから成る世帯」は 322 世帯となっています。また、一般世帯におけるひとり親世帯の割合も増加傾向にあり、平成 27 年には、10.3%で1割を超えています。



出典：国勢調査

③ 婚姻・離婚の状況

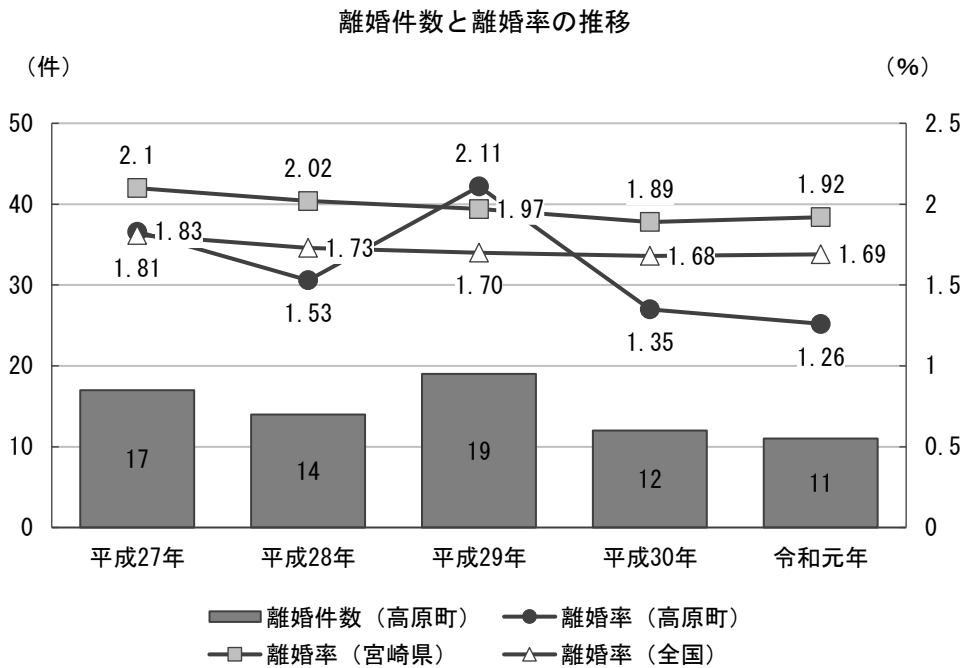
本町の婚姻件数と婚姻率は、平成 30 年までは減少傾向にありましたが、令和元年には増加しています。また、本町の婚姻率は、宮崎県及び全国より低くなっています。



出典：高原町は「宮崎県衛生統計年報」、宮崎県・全国は「人口動態統計」

※婚姻率は人口千対

本町の離婚件数と離婚率は、平成 29 年以降減少傾向にあります。また、本町の離婚率は、平成 27 年と平成 29 年を除き、宮崎県及び全国より低くなっています。

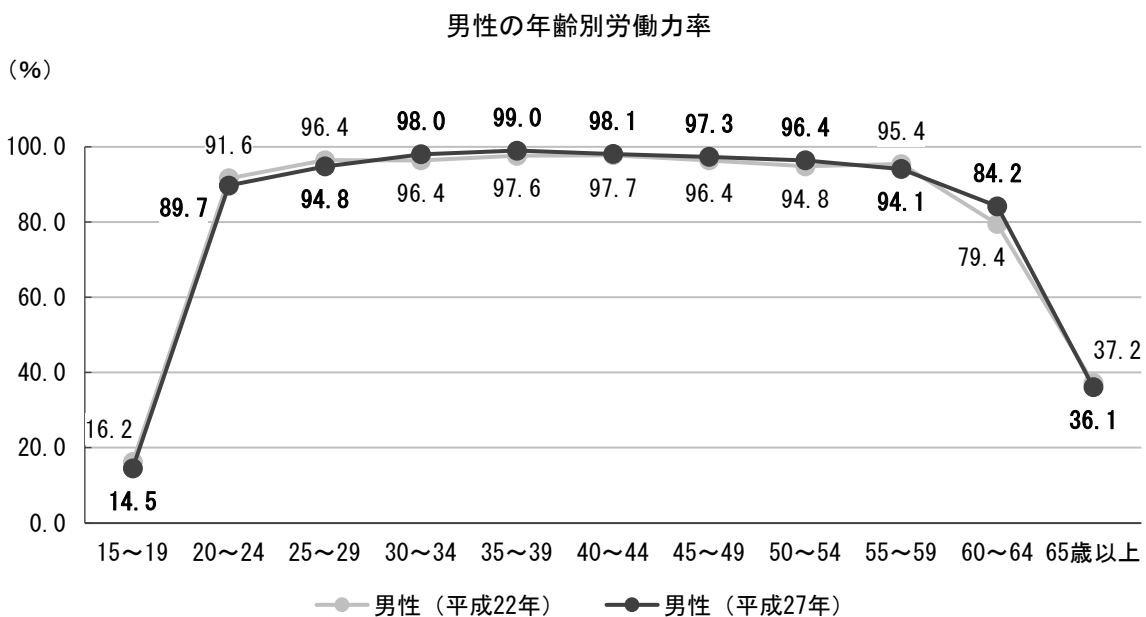


出典：高原町は「宮崎県衛生統計年報」、宮崎県・全国は「人口動態統計」

※離婚率は人口千対

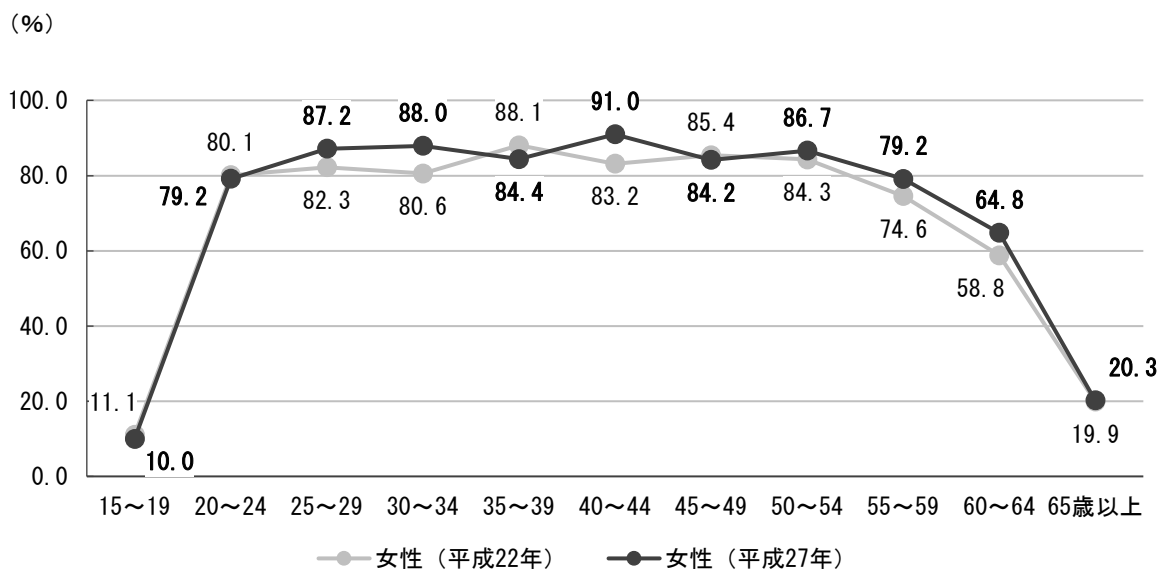
④ 労働力率*の推移

本町の年齢別労働力率について、平成 22 年と平成 27 年を比較してみると、男性の労働力率はあまり変化がみられませんが、女性の労働力率はおおむね上昇傾向にあります。



出典：国勢調査

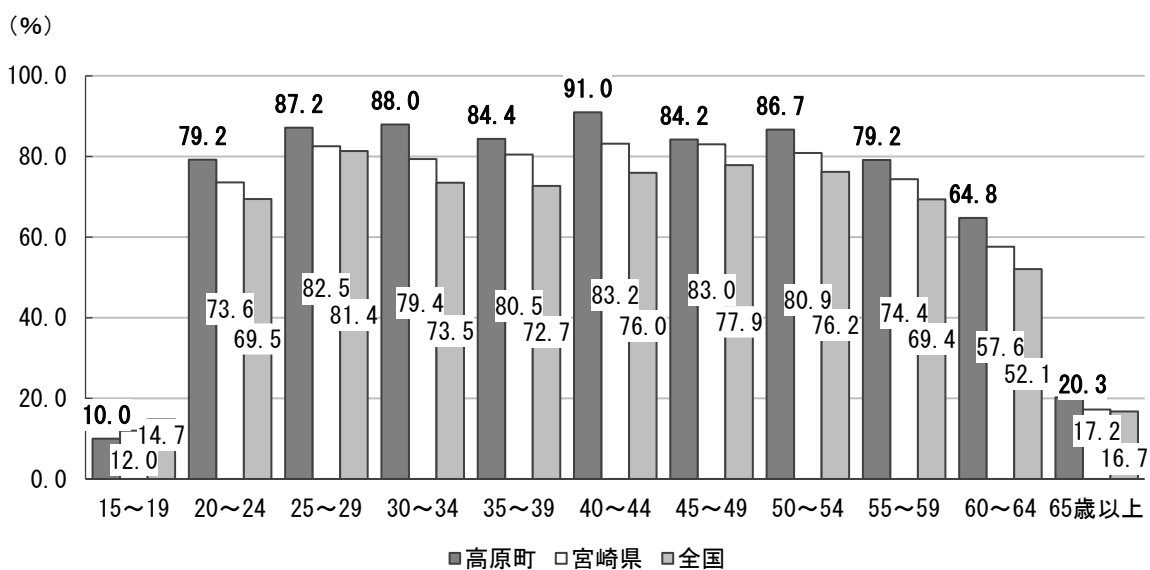
女性の年齢別労働力率



出典：国勢調査

女性の年齢別労働力率について、宮崎県及び全国と比較してみると、本町の女性の労働力率は高いといえます。

女性の年齢別労働力率の比較（平成27年）



出典：国勢調査

(2) 生活保護の状況

① 被保護世帯数・人員数と保護率の推移

本町の生活保護世帯数と被保護人員数は増加傾向にあります。また、保護率については増加が続いていますが、宮崎県より低い数値となっています。

被保護世帯数・人員数と保護率の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
被保護世帯数 (世帯)	62	68	69	73	-
被保護人員数 (人)	77	82	84	92	-
保護率 (高原町) (%)	8.28	8.97	9.33	11.10	-
保護率 (宮崎県) (%)	16.61	16.80	16.64	16.59	16.65

出典：宮崎県統計年鑑

※1 被保護世帯数・人員数は1か月平均、保護率は人口千対（平成27年度から平成29年度までは1か月平均、平成30年度は平成31年3月31日時点、令和元年度は令和2年3月31日時点の数値）

※2 令和元年度については、高原町と三股町を合わせた「南部福祉」の数値のみが公開されており、その数値は、被保護世帯数が246、被保護人員数が324、保護率が9.89となっています。

② 18歳未満の生活保護の状況

本町の18歳未満の生活保護の状況については、平成30年度までは受給者数、世帯数ともに0でしたが、令和3年度は受給者数が2人、世帯数が1世帯となっています。

18歳未満の生活保護の状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受給者数 (人)	0	0	0	2	1	2
世帯数 (世帯)	0	0	0	2	1	1

出典：町民福祉課（各年度4月1日現在）

※非計上となっている方についてはカウントしていません。

③ 生活保護世帯の子どもの進学率

生活保護世帯の子どもの進学率について宮崎県と全国を比較してみると、県の進学率は高等学校等、大学等とともに全国より低くなっています。なお、本町の生活保護世帯の子どもの進学率については、対象となる生徒がないため「-」としています。

生活保護世帯の子どもの進学率

		生活保護世帯	一般世帯 (参考)	備考
高原町	高等学校等進学率 (%)	-	100	令和元年度時点
	大学等進学率 (%)	-	不明	令和元年度時点
宮崎県	高等学校等進学率 (%)	92.1	98.6	平成30年度時点
	大学等進学率 (%)	23.1	66.6	平成30年度時点
全国	高等学校等進学率 (%)	93.7	99.0	平成29年度時点
	大学等進学率 (%)	36.0	72.9	平成29年度時点

出典：高原町の生活保護世帯は県福祉保健課調べ、一般世帯 (参考) は学校基本調査を基に作成
宮崎県・全国は「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」

④ 教育扶助受給者数の推移

本町の教育扶助受給者数の推移については、対象となる小・中学生がいないため、各年度0人となっています。

教育扶助受給者数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受給者数（人）	0	0	0	0	0	0

出典：宮崎県南部福祉子どもセンター*（各年度4月1日現在）

（3）経済的支援の状況

① 就学援助の状況

本町の就学援助の人数、認定率、支給総額は増減を繰り返しながら推移していますが、おおむね増加傾向にあります。

就学援助の状況

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小学校	人数（人）	83	79	84	75	88	90
	認定率（％）	18.56	18.00	19.49	17.32	19.91	20.64
	支給総額（千円）	5,818	5,712	6,111	6,087	6,339	7,720 (見込値)
中学校	人数（人）	40	44	45	49	51	48
	認定率（％）	18.34	19.30	19.48	22.17	23.5	22.97
	支給総額（千円）	3,901	4,618	5,420	6,087	5,069	5,774 (見込値)
全体	人数（人）	123	123	129	124	139	138
	認定率（％）	18.49	18.44	19.49	18.96	21.09	21.40
	支給総額（千円）	9,719	10,329	11,532	12,173	11,408	13,494 (見込値)

出典：教育委員会（各年度4月1日現在）

② 児童扶養手当及び特別児童扶養手当*の状況

本町の児童扶養手当の受給者数及び世帯数は、令和元年度までは減少傾向にありましたが、令和2年度には増加がみられます。また、特別児童扶養手当については、平成30年度まで減少傾向にあり、以降、横ばいに推移しています。

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の状況

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
児童扶養手当	受給者数（人）	214	203	203	175	185
	世帯数（世帯）	127	133	128	104	115
特別児童扶養手当	受給者数（人）	16	14	11	11	11
	世帯数（世帯）	14	12	10	10	10

出典：町民福祉課（各年度3月末日現在）

③ 宮崎県母子父子寡婦福祉資金*貸付の状況

宮崎県母子父子寡婦福祉資金貸付の状況については、平成30年度以降は母子のみとなっており、令和2年度の件数は3件で、貸付額は98万円となっています。

宮崎県母子父子寡婦福祉資金貸付の状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
件数(件)		2	3	1	1	3	
貸付額(千円)		797	971	360	360	980	
内訳	母子	件数(件)	1	2	1	3	
		貸付額(千円)	521	695	360	360	980
	父子	件数(件)	1	1	0	0	0
		貸付額(千円)	276	276	0	0	0
	寡婦	件数(件)	0	0	0	0	0
		貸付額(千円)	0	0	0	0	0

出典：宮崎県南部福祉こどもセンター（各年度3月末現在）

④ 奨学金制度の利用状況

高原町育英資金貸付事業*について年度末の状況をみると、貸付総人数、貸付総額ともに減少傾向がみられ、令和2年度末の貸付総人数は11人で、貸付総額は616万円となっています。

また、高原町教育資金融資制度*の年度末の状況については、平成30年度以降は貸付総人数、貸付総額ともに減少が続いており、令和2年度末の貸付総人数は7人で、貸付総額は約522万円となっています。

高原町育英資金貸付事業の状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年度中	貸付人数(人)	4	2	4	3	1
	貸付額(千円)	1,440	720	880	600	120
	償還人数(人)	23	15	12	10	11
	償還額(千円)	4,910	2,895	3,630	1,545	1,650
年度末	貸付総人数(人)	19	14	13	12	11
	貸付総額(千円)	13,560	11,385	8,635	7,690	6,160

出典：教育委員会（各年度3月末現在）

高原町教育資金融資制度の状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年度中	貸付人数(人)	2	3	3	0	0
	貸付額(千円)	4,000	5,000	2,400	0	0
年度末	貸付総人数(人)	9	11	12	8	7
	貸付総額(千円)	13,855	14,991	11,871	6,446	5,219

出典：教育委員会（各年度3月末現在）

(4) 児童虐待の状況

① 児童虐待相談件数の推移

本町の児童虐待相談件数は、平成30年度以降5件で推移しています。

児童虐待相談件数（高原町受付分）の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数（件）	4	7	5	5	5

出典：町民福祉課（福祉行政報告例を基に計上（年度末調査））

※件数は児童数を計上

(5) 各種事業の状況

① 特別保育等の状況

本町の延長保育*は平成30年度以降1か所での実施となっており、延べ利用児童数はおおむね減少傾向にあります。病後児保育*は、令和2年度から1か所で実施しています。一時預かり*は令和2年度以降1か所で実施しており、延べ利用児童数は増減を繰り返しながら推移しています。

特別保育等の状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延長保育	実施箇所数（か所）	2	2	1	1	1
	延べ利用児童数（人）	2,754	2,754	1,135	1,222	778
病後児保育	実施箇所数（か所）	0	0	0	0	1
	延べ利用児童数（人）	0	0	0	0	0
一時預かり	実施箇所数（か所）	2	2	2	2	1
	延べ利用児童数（人）	2,950	6,802	7,634	4,977	5,298

出典：町民福祉課（延長保育は施設提出の実績報告書の数値、一時預かりは交付金実績報告書の数値）

※実施箇所数は年度末、延べ利用児童数は年度の延べ人数

② ファミリー・サポート・センター*の状況

本町のファミリー・サポート・センターの状況については、依頼会員数はおおむね減少傾向にありますが、提供会員数は平成30年度以降13人で推移しています。

ファミリー・サポート・センターの状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
依頼会員（人）	-	40	37	37	34	34
提供会員（人）	-	15	13	13	13	13
両方会員（人）	-	0	0	0	0	0
活動件数（件）	-	0	0	0	0	

出典：町民福祉課

※会員件数は各年度4月1日現在、活動件数は各年度実績

③ 放課後児童クラブ*の状況

本町の放課後児童クラブは4か所で実施しており、全体の児童数は増加傾向にあります。

放課後児童クラブの状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
設置数（か所）	4	4	4	4	4	4
児童数（人）	103	105	119	117	111	127
1～3年生（人）	73	78	77	89	82	116
4～6年生（人）	30	27	42	28	29	11

出典：町民福祉課（各年度4月1日現在）

※児童数は登録者数を計上

3 各種調査結果の概要

(1) 子どもの生活実態調査の概要

① アンケート調査の実施概要

■ 調査の目的

少子化や子どもの貧困等の問題が全国的に深刻化・顕在化していく中、本調査は、高原町に暮らす住民がより安心して子どもを育てるために必要な取組を検討するにあたり、本町における子どものいる家庭の生活状況や子どもの様子、また、子育ての悩みや困りごと等の実態を把握することを目的に実施しました。

■ 調査の対象と実施方法

調査は、令和2年1月に町内の小学生 224 人、中学生 224 人を対象として、“保護者向け調査”及び“子ども向け調査”の2種類で実施しました。

“保護者向け調査”、“子ども向け調査”ともに学校・子どもを通じた配布を行い、自宅に持ち帰った上でご記入いただき、学校で回収を行いました。

■ 配布・回収状況

配布・回収の状況については次のとおりです。

	保護者向けのみ 回収	両調査票とも 回収	子ども向けのみ 回収	計
小学生	2	180	4	186
中学生	1	171	0	172
計	3	351	4	358

	保護者向けのみ 回収	両調査票とも 回収	子ども向けのみ 回収	計
小学生	0.6%	50.3%	1.1%	52.0%
中学生	0.3%	47.7%	0.0%	48.0%
計	0.9%	98.0%	1.1%	100%

回収した調査票は、保護者向けと子ども向けを合わせて 358 件（世帯）で、回収率は保護者向けが 79.0%、子ども向けが 79.2%でした。

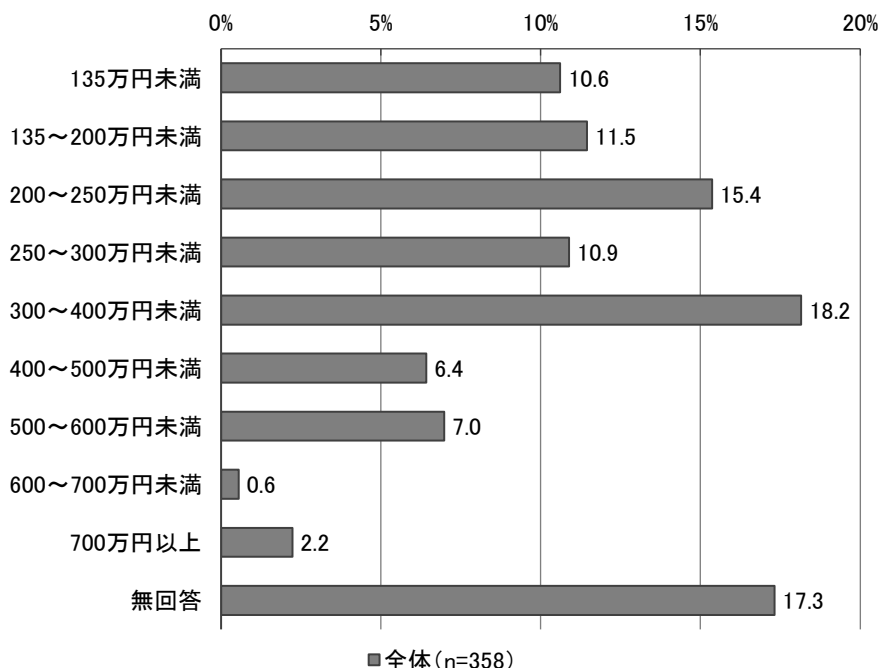
■ 3つの指標に基づく世帯の類型化

本調査では、“等価世帯年収指標”、“剥奪指標”、“困窮指標”の3つの指標に基づき、“生活困窮”の視点からの世帯の類型化を行いました。

[等価世帯年収指標]

「平成27年国民生活基礎調査」から算出される等価世帯年収（世帯年収を世帯人数の平方根で除した値）による貧困線基準額である135万未満の世帯を“生活困窮世帯”と判別することとしました。

等価世帯年収指標



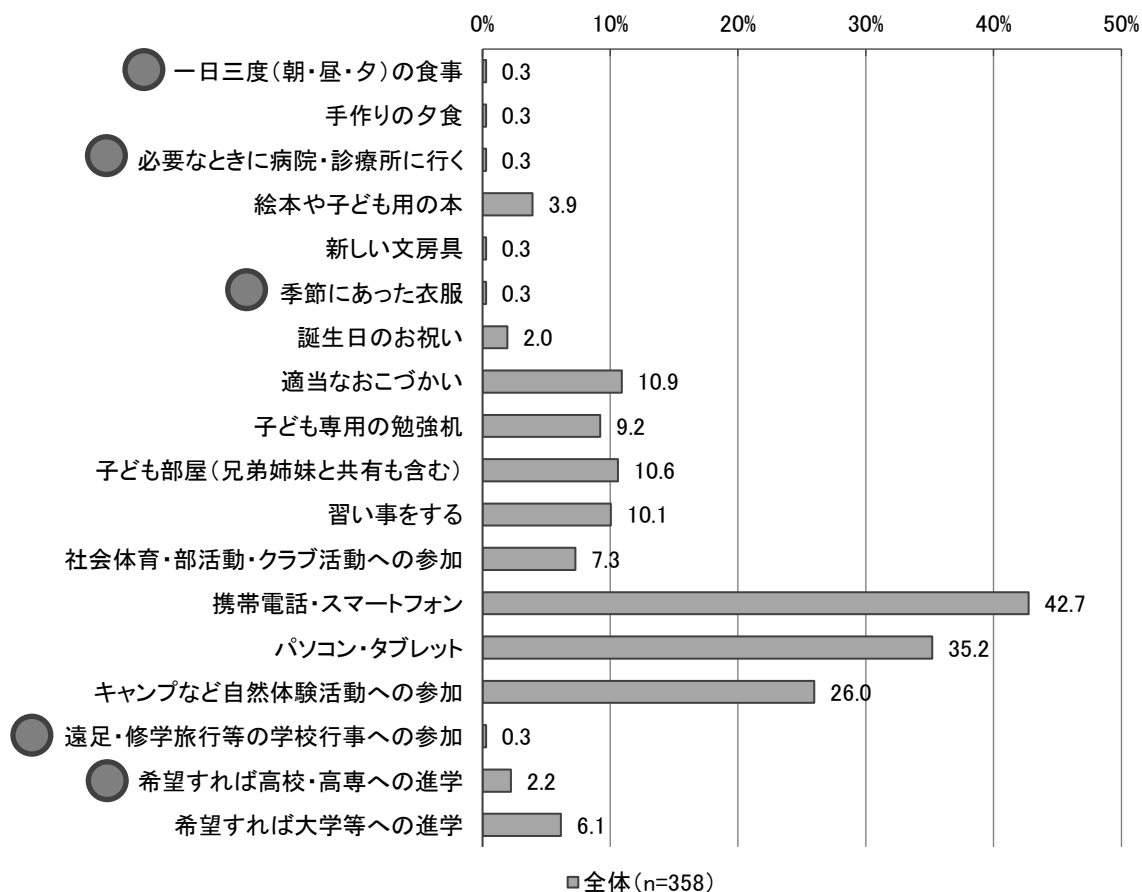
等価世帯年収について

- 世帯の年収と経済状況（暮らし向き）の関係は、その世帯の世帯人員数に影響されるため、単に世帯年収だけで経済状況（暮らし向き）を判断するのではなく、世帯人員数で調整する必要があります。
- 最も簡単なのは「世帯年収÷世帯人員数」とすることですが、生活水準を考えた場合、世帯人員数が少ない方が生活コストが割高になることを考慮する必要があります。
- 例えば、年収800万円の4人世帯と、年収200万円の1人世帯では、どちらも1人あたりの年収は200万円となりますが、両者の生活水準が同じ程度とはいえません。光熱水費等の世帯人員共通の生活コストは、世帯人員数が多くなるにつれて割安になる傾向があるためです。
- そこで、世帯人員数の違いを調整するにあたって、世帯年収を単に世帯人員数で割るのではなく、「世帯人員数の平方根」で割り、こうした等価処理を行うこととしました。

[剥奪指標]

子どもに関する環境・モノ18項目について、それが“子どもにとって必要であるか”、また、“お子さんに与えられているか（与えられそうか）”を伺ったところ、75%以上の保護者が“必要である”と考えている環境・モノが5項目あったことから、この5項目を剥奪指標として、これらのいずれかが与えられていない世帯を“生活困窮世帯”と判別することとしました。

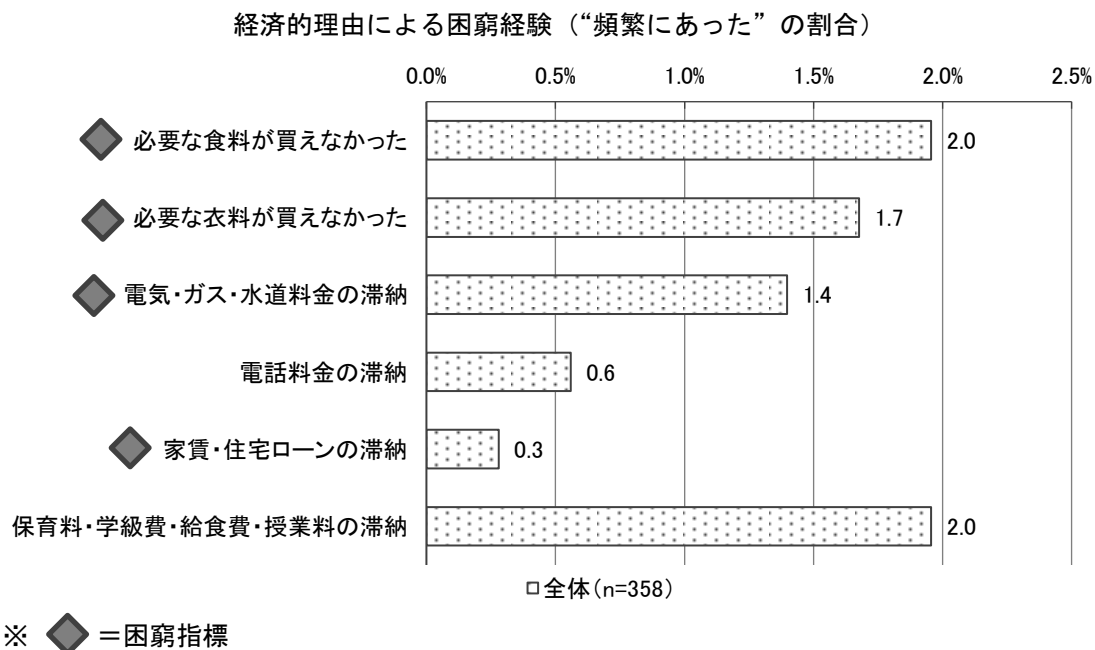
お子さんに与えられていない（与えられそうにない）環境・モノの割合



※ ○ = 剥奪指標

【困窮指標】

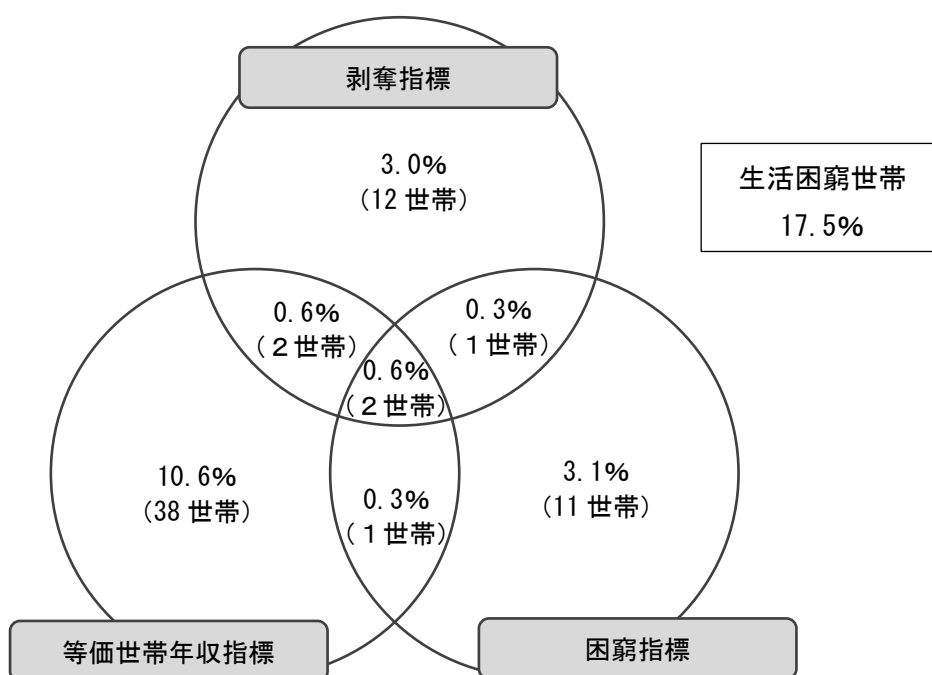
経済的理由による困窮経験を伺った中で、「必要な食料が買えなかった」等の衣食住に大きくかかわる4項目を困窮指標として、これらのいずれかの経験が“頻繁にあった”世帯を“生活困窮世帯”と判別することとしました。



【生活困難世帯の割合】

前掲の3つの指標による世帯の類型化判別を行った結果、小学生・中学生のいる世帯について、“生活困窮世帯”の割合が17.5%、それ以外の世帯が82.5%となりました。

なお、類型化を行うための設問への回答がない世帯については類型化ができないため、ここでの割合はこうした類型化不能の世帯を除いて算出しています。



② アンケート調査の結果概要

調査結果のみかた

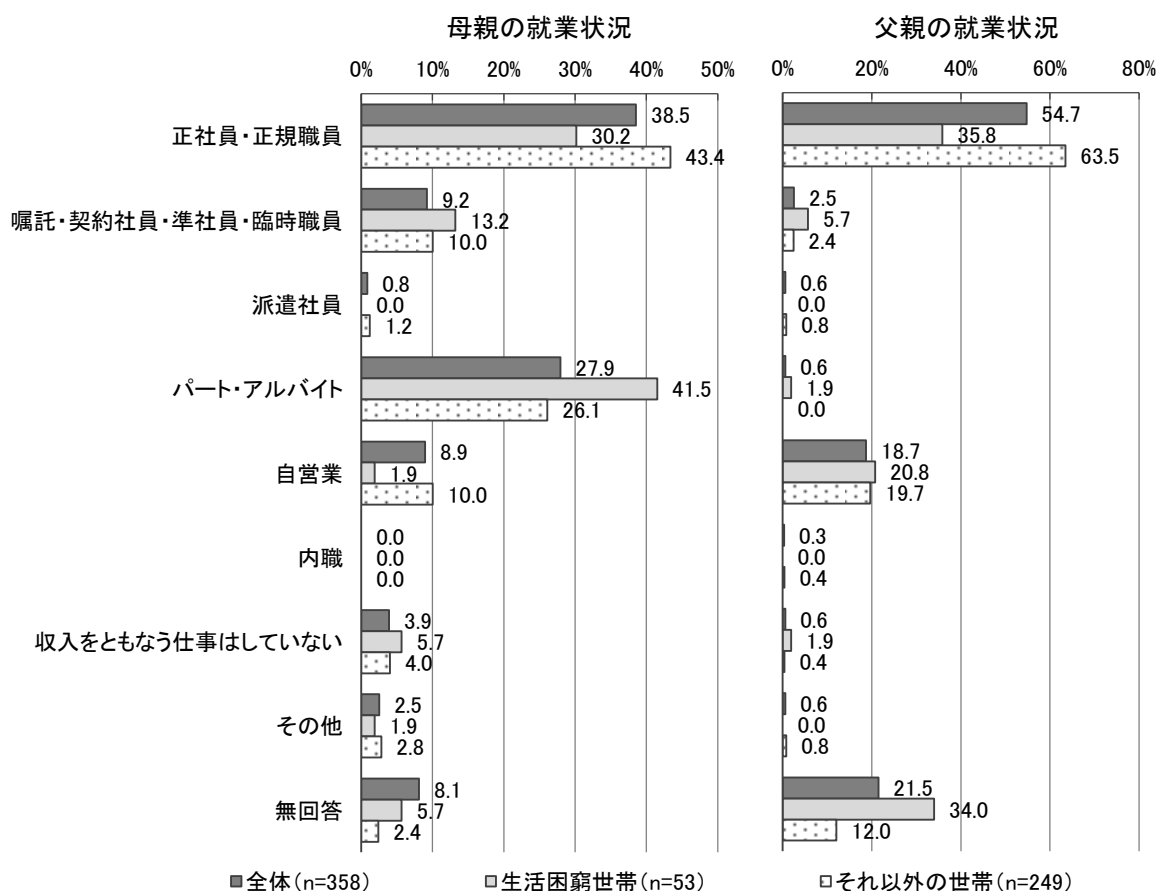
- 調査結果は、原則として類型化した“生活困窮世帯”、“それ以外の世帯”別の集計を基本とします。
- 集計結果を示すグラフには、“全体”、“生活困窮世帯”、“それ以外の世帯”それぞれが示されており、“全体”には“生活困窮世帯”、“それ以外の世帯”の類型化ができなかった“不明”を含んでいます。
- 単数回答（SA）の設問で、各選択肢の合計が100%にならない場合があるのは四捨五入処理の関係によるものです。複数回答（MA）の設問については、基本的に各選択肢の合計は100%を超えます。
- グラフ中に“n=358”などとあるのは、その設問に回答すべき対象者数です。一部の人に回答を求めている設問などがあるため、nの値は設問によって異なります。

■ 保護者向け調査

1) 親の就業状況（SA）

母親の就業状況については、“生活困窮世帯”では「パート・アルバイト」が41.5%で最も高くなっています。

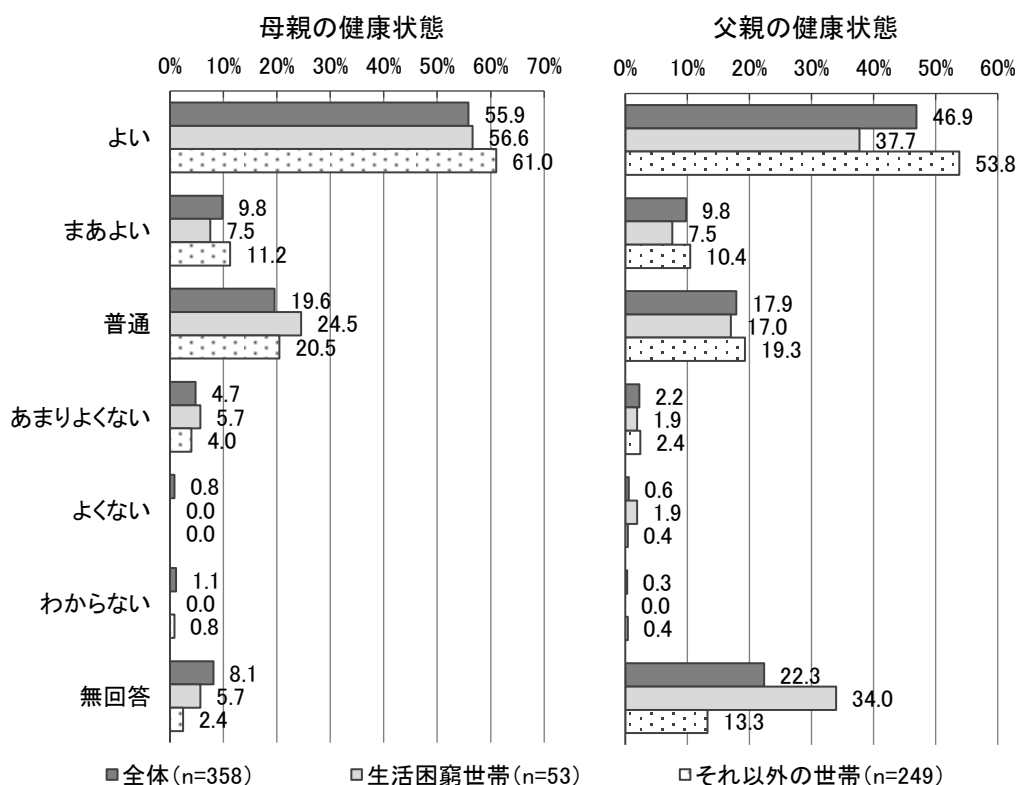
父親の就業状況については、「正社員・正規職員」が“それ以外の世帯”では63.5%であるのに対し、“生活困窮世帯”では35.8%と低くなっています。



※本設問については、母親・父親それぞれの有無にかかわらず、わかる範囲で回答していただいたため、母親若しくは父親がいない世帯でその就業状況がわからない場合等は、「無回答」となっています。

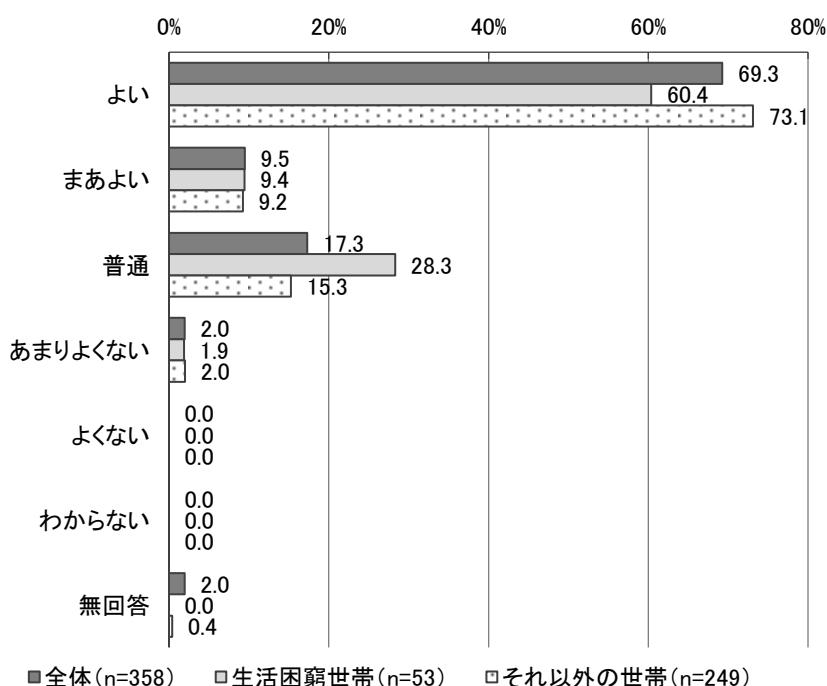
2) 親の健康状態 (SA)

親の健康状態については、母親・父親ともに、“それ以外の世帯” に比べて“生活困窮世帯” では「よい」、「まあよい」の割合が低く、また、母親では「普通」と「あまりよくない」、父親では「よくない」の割合がやや高くなっています。



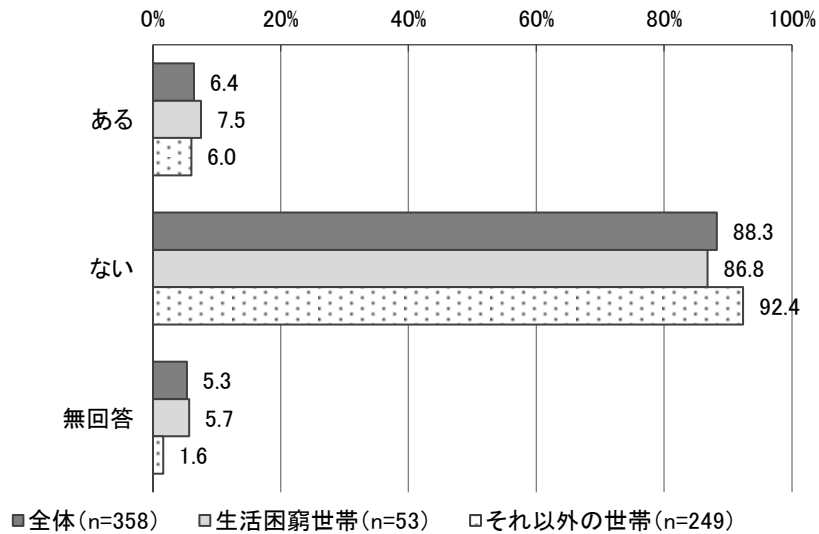
3) 子どもの健康状態 (SA)

子どもの健康状態について、「よい」の割合をみると、“それ以外の世帯” では73.1%であるのに対し、“生活困窮世帯” では60.4%と低くなっています。

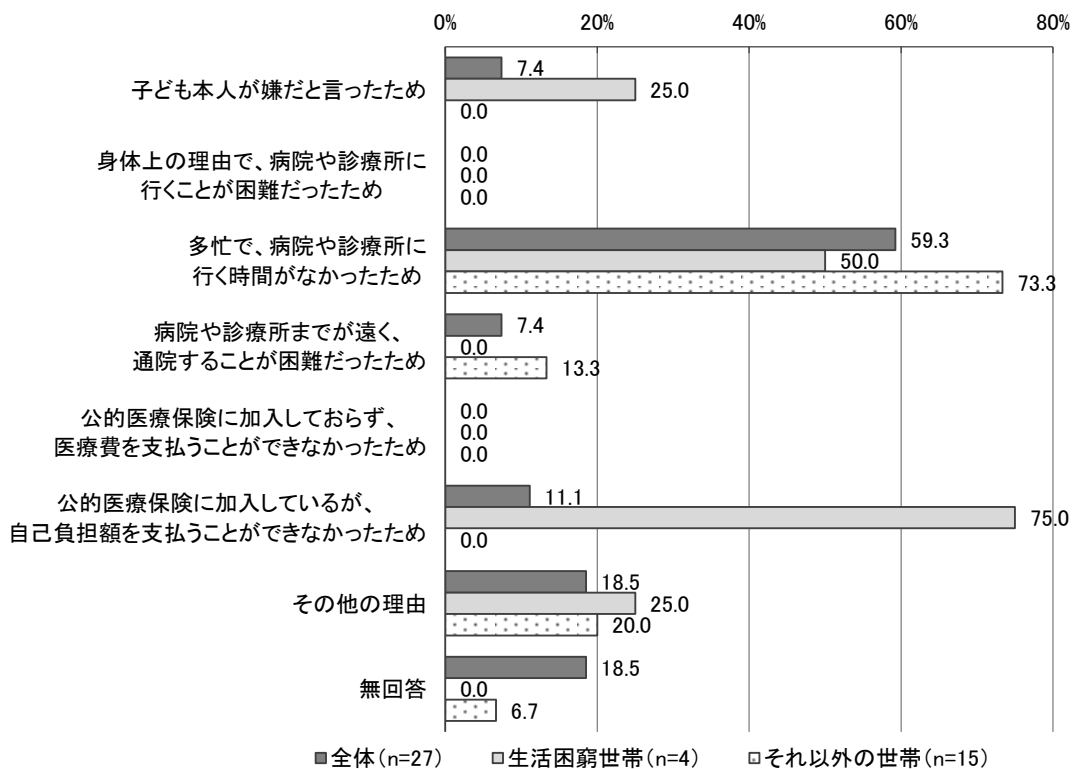


4) 受診が必要であるのに受診しなかった経験の有無 (SA) と受診しなかった理由 (MA)

受診が必要であるのに受診しなかった経験について、「ある」の割合をみると、“それ以外の世帯”では6.0%であるのに対し、“生活困窮世帯”では7.5%とやや高くなっています。

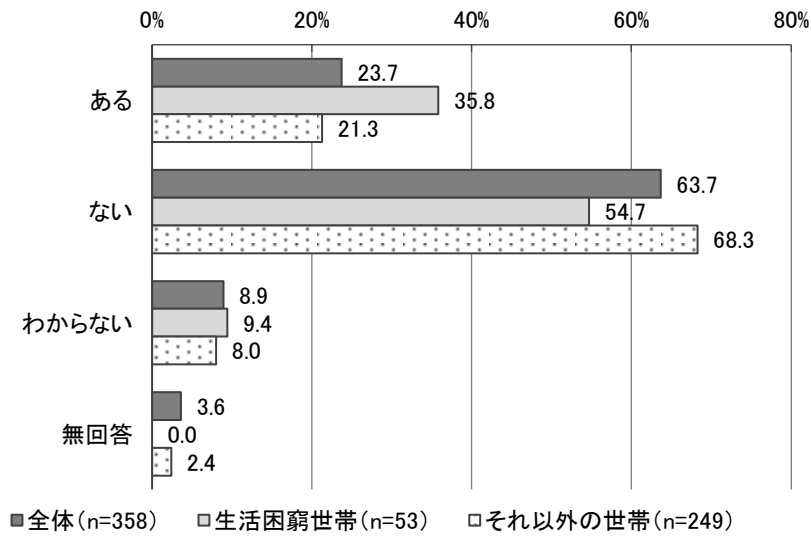


受診しなかった理由としては、“それ以外の世帯”では「多忙で、病院や診療所に行く時間がなかったため」が73.3%で最も高くなっていますが、“生活困窮世帯”では「公的医療保険に加入しているが、自己負担額を支払うことができなかったため」が75.0%で最も高くなっています。

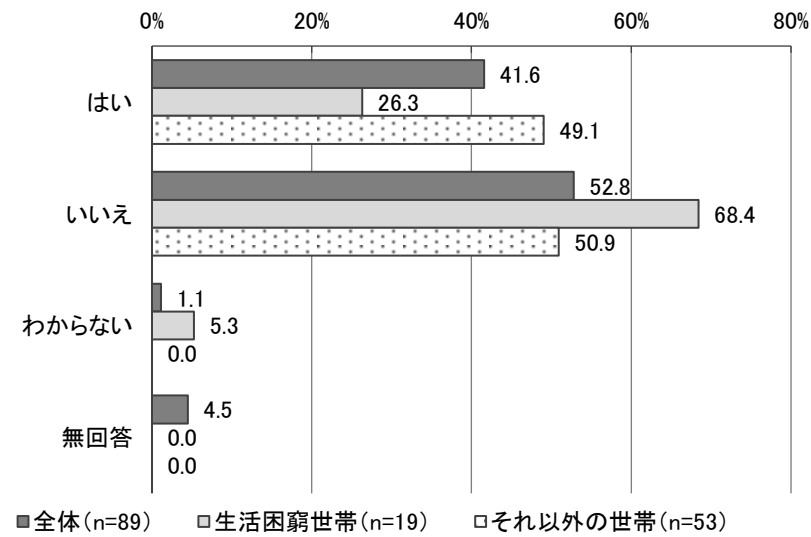


5) 子どものむし歯の有無 (SA) とむし歯治療の状況 (SA)

子どものむし歯の有無について、「ある」の割合をみると、“それ以外の世帯”では 21.3%であるのに対し、“生活困窮世帯”では 35.8%と高くなっています。

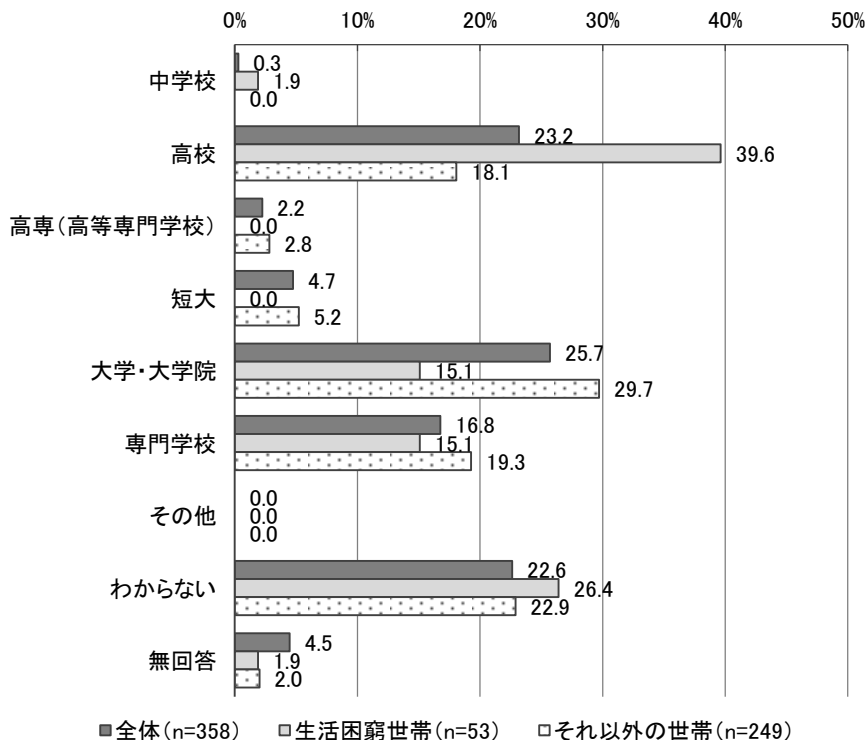


むし歯が“ある”子どもの治療の状況について、「はい (治療中)」の割合をみると、“それ以外の世帯”では 49.1%であるのに対し、“生活困窮世帯”では 26.3%と低くなっています。

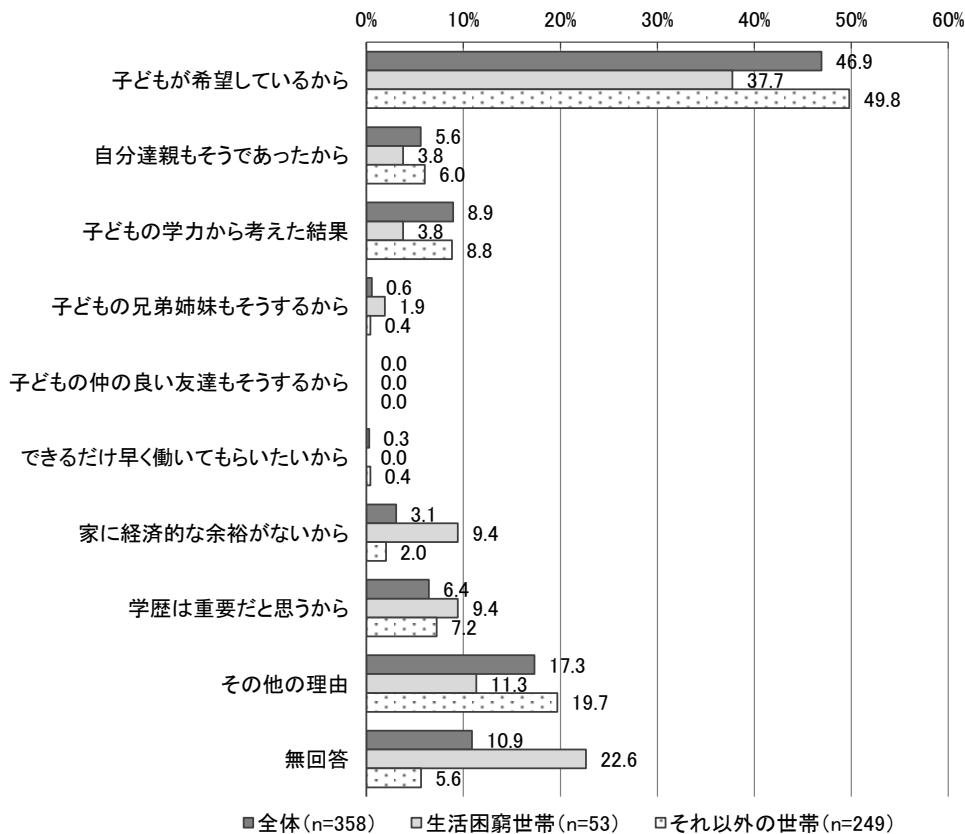


6) 子どもの将来の進学見通し (SA) と見通しの理由 (SA)

子どもの将来の進学見通しについては、“それ以外の世帯”では「大学・大学院」が29.7%で最も高くなっていますが、“生活困窮世帯”では「高校」が39.6%で最も高くなっています。

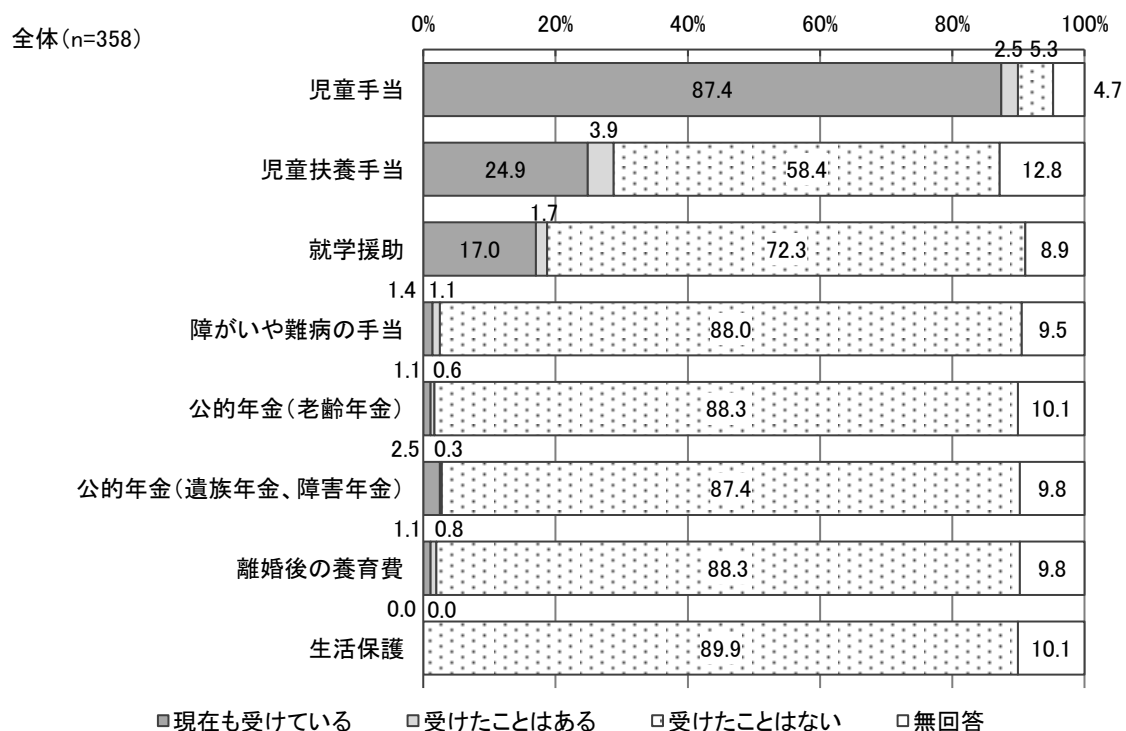


見通しの理由としては、“生活困窮世帯”では「家に経済的な余裕がないから」が9.4%と1割近くになっており、“それ以外の世帯”に比べて高くなっています。

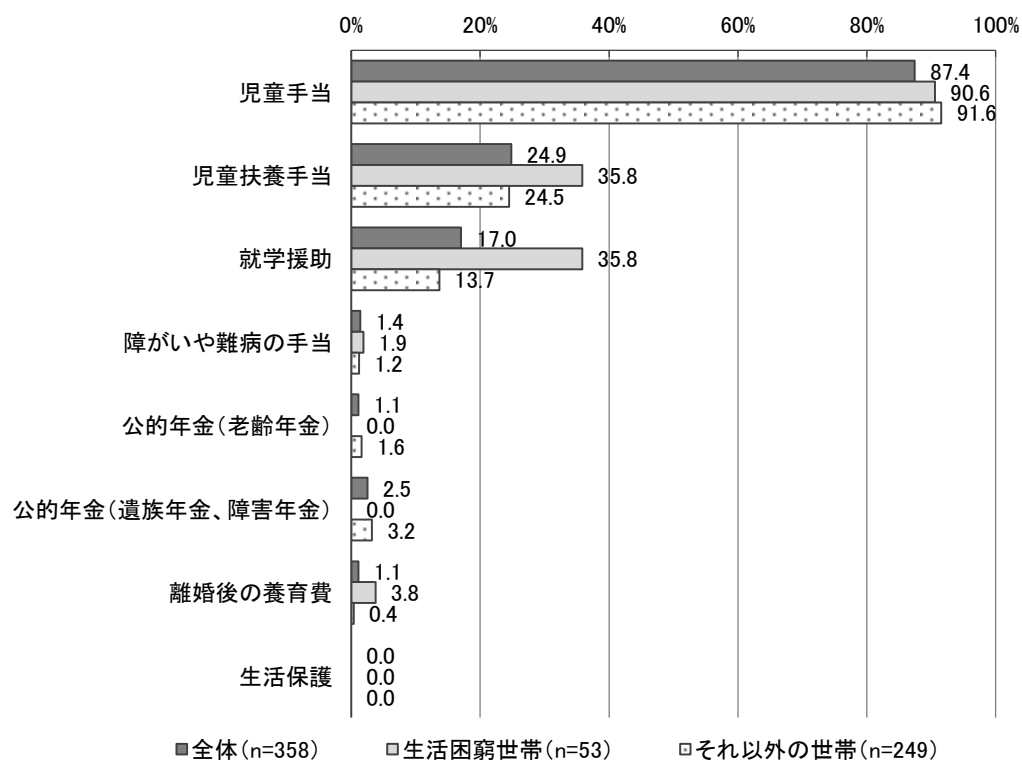


7) 各種手当・援助の受給経験の有無 (SA)

各種手当・援助の受給経験の有無についてみると、“現在も受けている”の割合が最も高いのは「児童手当*」の87.4%で、次いで「児童扶養手当」が24.9%、「就学援助」が17.0%となっています。

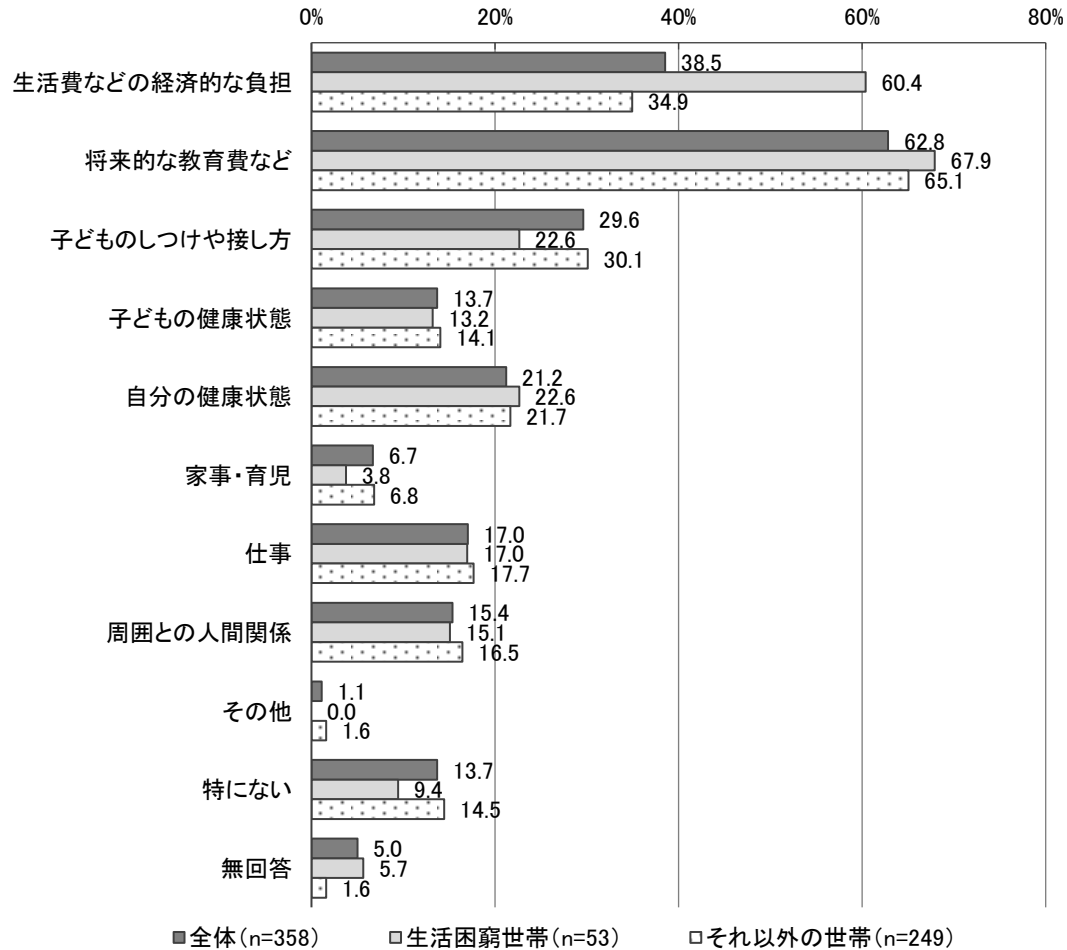


各種手当・援助の受給経験について、“現在も受けている”の割合を世帯類型別にみると、“生活困窮世帯”、“それ以外の世帯”ともに「児童手当」が最も高く、9割となっています。“生活困窮世帯”ではこのほかに、「児童扶養手当」と「就学援助」が同率で35.8%となっています。



8) 子育てについての心配や悩みごと (MA)

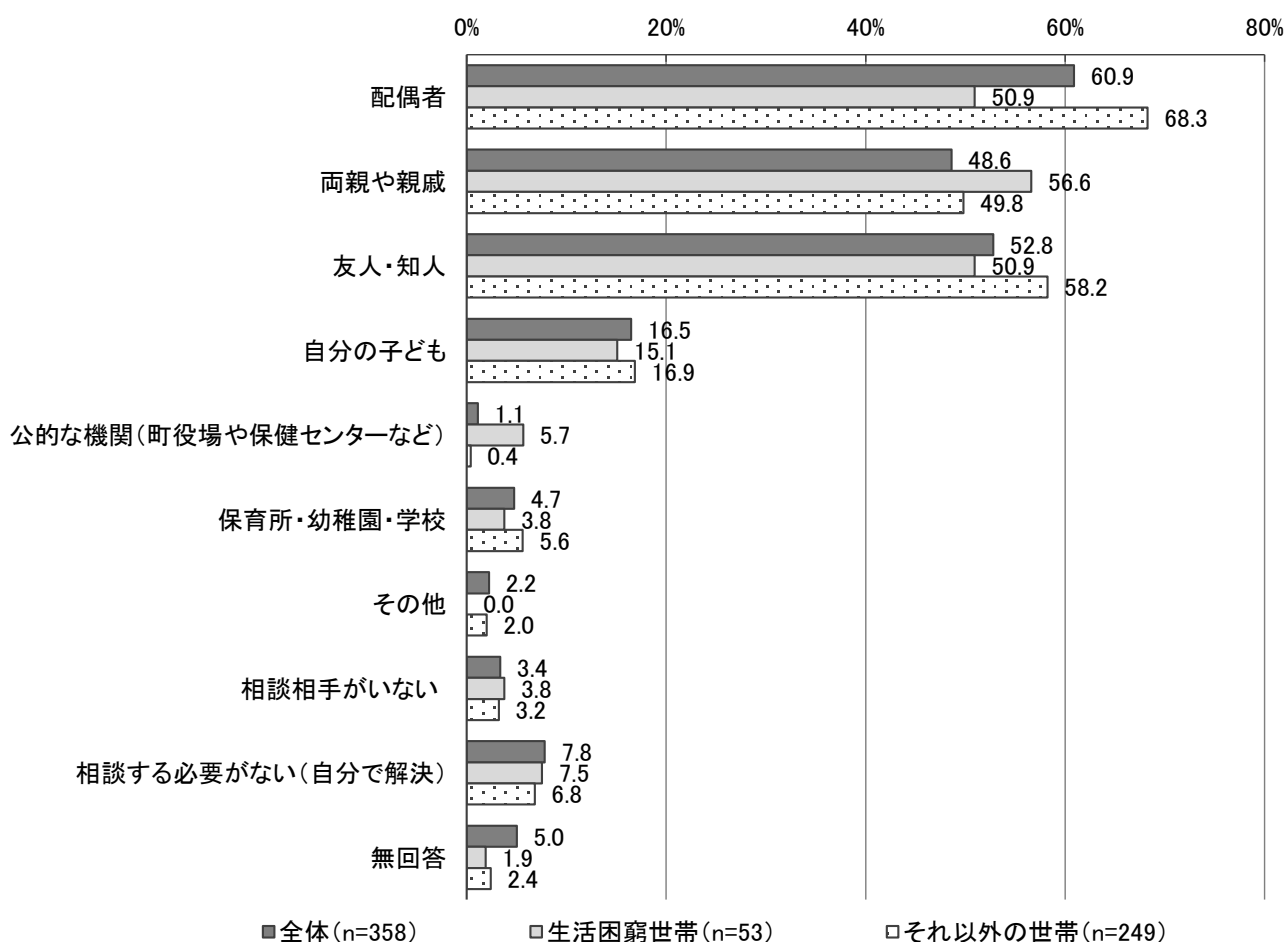
子育てについての心配や悩みごとについては、“生活困窮世帯”、“それ以外の世帯”ともに「将来的な教育費など」が最も高くなっています。“生活困窮世帯”ではこのほかに、「生活費などの経済的な負担」が60.4%と高くなっています。



9) 心配や悩みごとの相談相手 (MA)

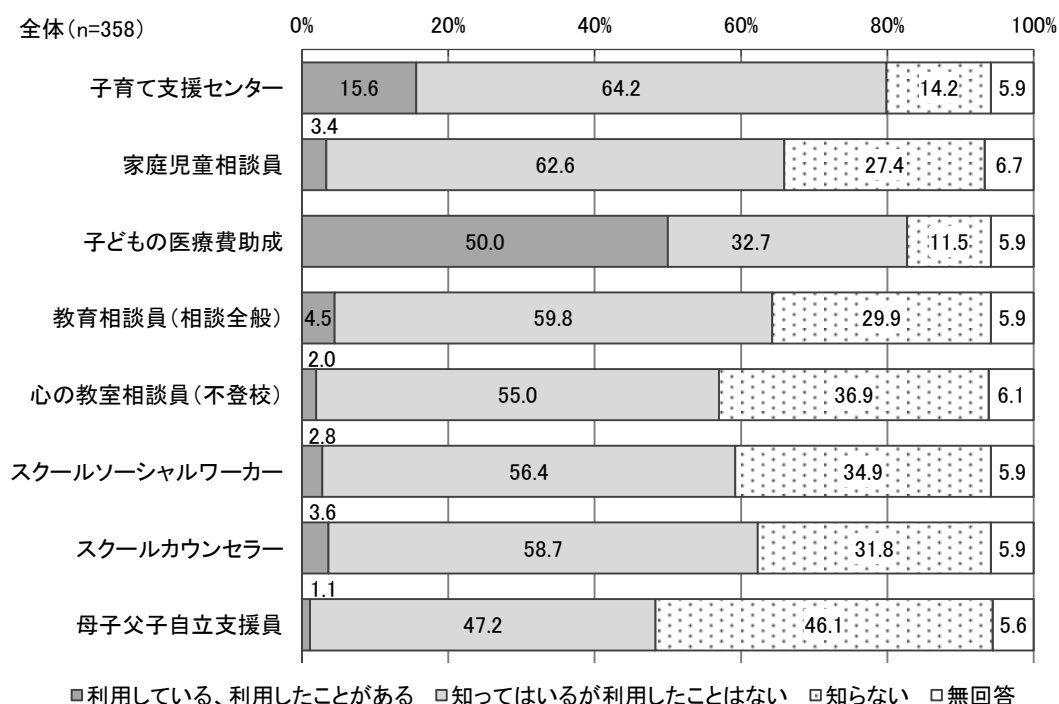
心配や悩みごとの相談相手については、“それ以外の世帯”では「配偶者」が68.3%で最も高く、次いで「友人・知人」が58.2%、「両親や親戚」が49.8%の順となっています。一方、“生活困窮世帯”では「両親や親戚」が56.6%で最も高く、次いで「配偶者」と「友人・知人」が同率で50.9%となっています。

また、「公的な機関(町役場や保健センターなど)」の割合をみると、“それ以外の世帯”の0.4%に比べて“生活困窮世帯”では5.7%とやや高くなっています。



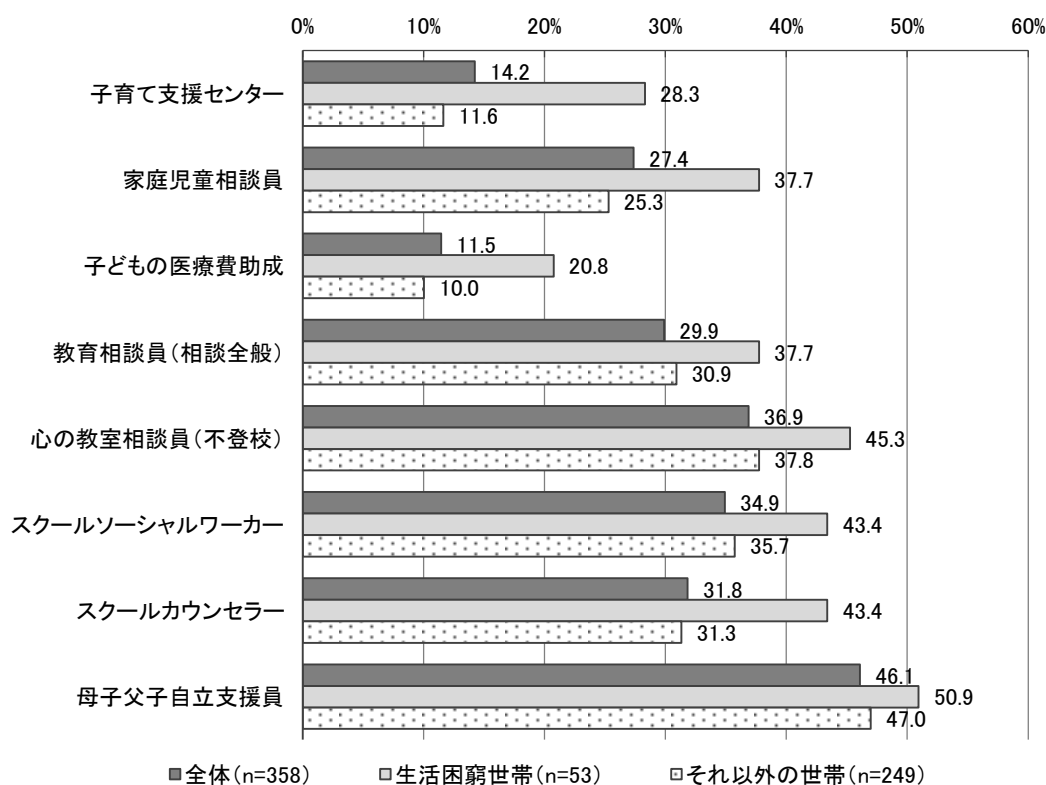
10) 各種支援サービスの利用経験の有無 (SA)

各種支援サービスの利用経験の有無についてみると、“利用している、利用したことがある”の割合が最も高いのは「子どもの医療費助成」の50.0%で、次いで「子育て支援センター*」が15.6%となっています。



■利用している、利用したことがある □知っているが利用したことはない □知らない □無回答

各種支援サービスについて、“知らない”の割合を世帯類型別にみると、“生活困窮世帯”、“それ以外の世帯”ともに「母子父子自立支援員*」が最も高く、およそ半数となっています。また、すべての項目で“それ以外の世帯”よりも“生活困窮世帯”の方が“知らない”の割合が高くなっています。

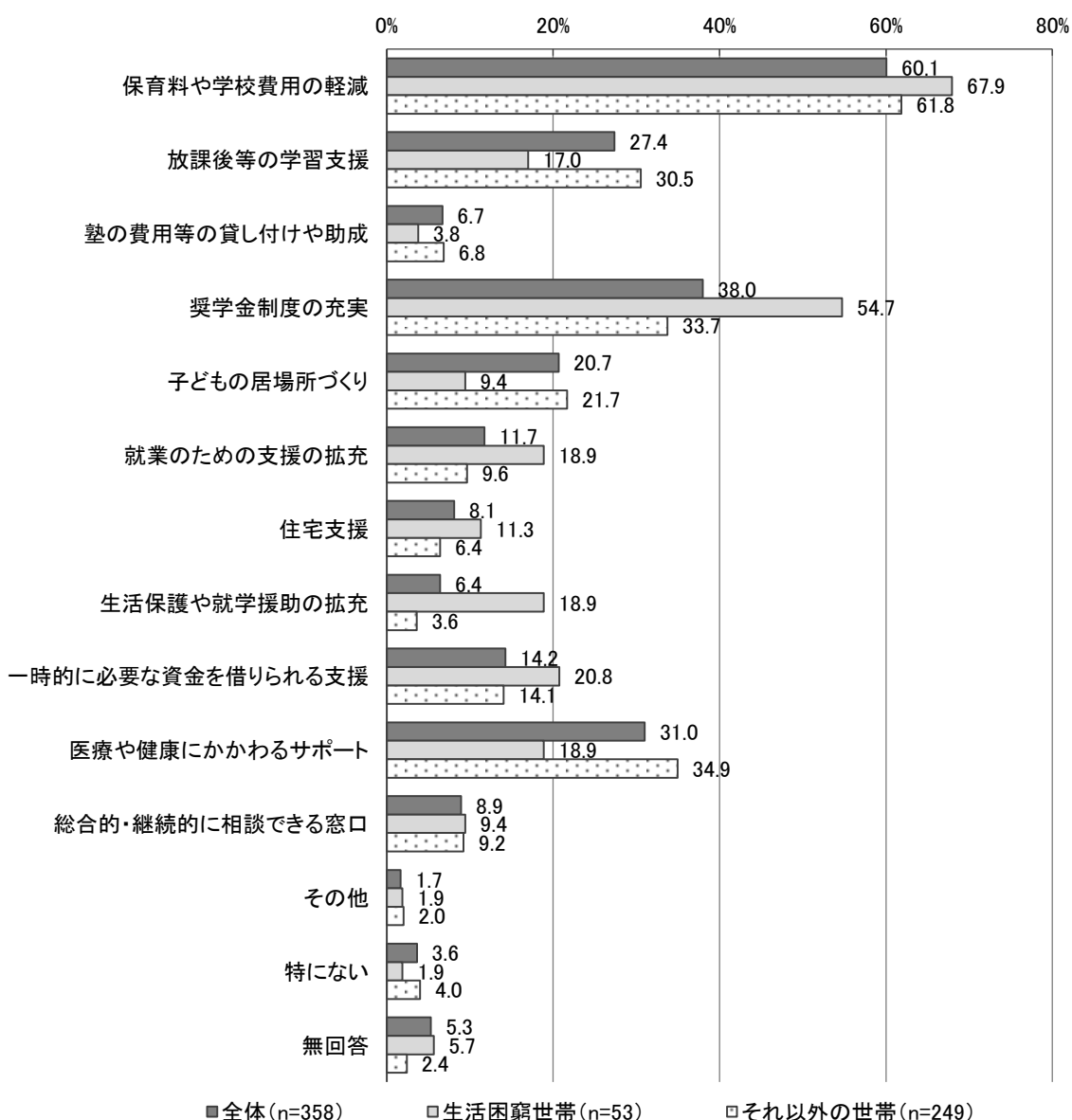


■全体 (n=358) □生活困窮世帯 (n=53) □それ以外の世帯 (n=249)

11) 子どもにとって必要と思う支援（MA）

子どもにとって必要と思う支援については、“生活困窮世帯”、“それ以外の世帯”ともに「保育料や学校費用の軽減」が最も高く、6割を超えています。

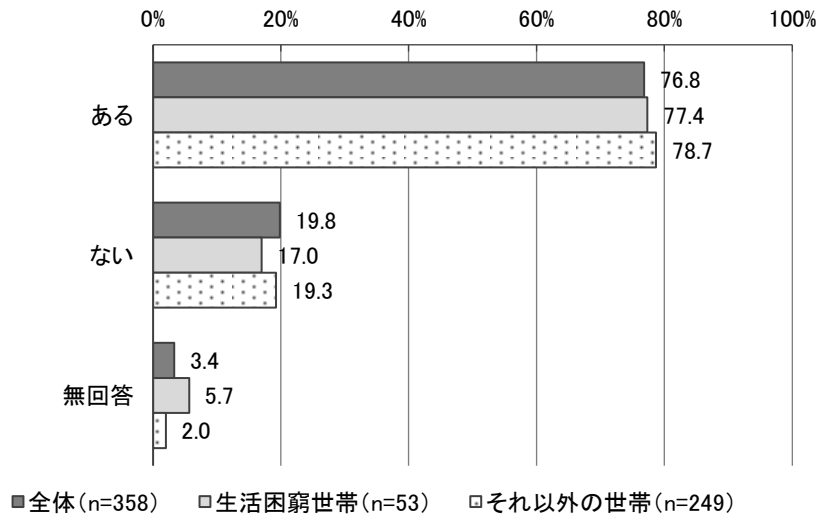
次いで高い割合を示しているのは、“生活困窮世帯”では「奨学金制度の充実」が54.7%、「一時的に必要な資金を借りられる支援」が20.8%、「就業のための支援の拡充」、「生活保護や就学援助の拡充」、「医療や健康にかかわるサポート」が同率で18.9%となっています。また、“それ以外の世帯”では「医療や健康にかかわるサポート」が34.9%、「奨学金制度の充実」が33.7%、「放課後等の学習支援」が30.5%、「子どもの居場所づくり」が21.7%と続いています。



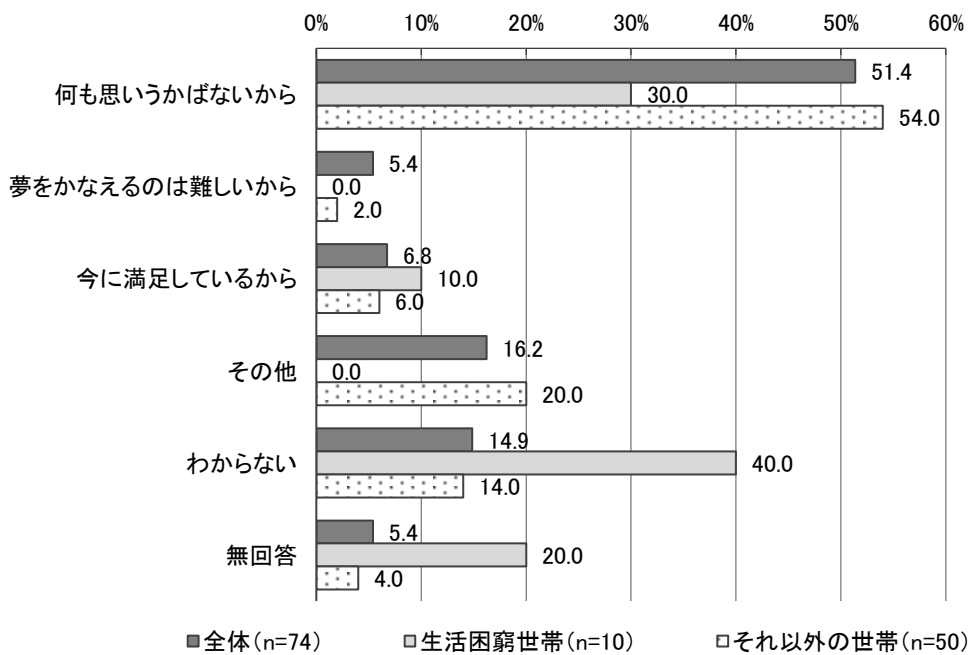
■ 子ども向け調査

1) 将来の夢の有無（SA）と将来の夢がない理由（SA）

将来の夢については、“全体”では「ある」が76.8%、「ない」が19.8%となっており、“生活困窮世帯”、“それ以外の世帯”ともに同様の割合となっています。

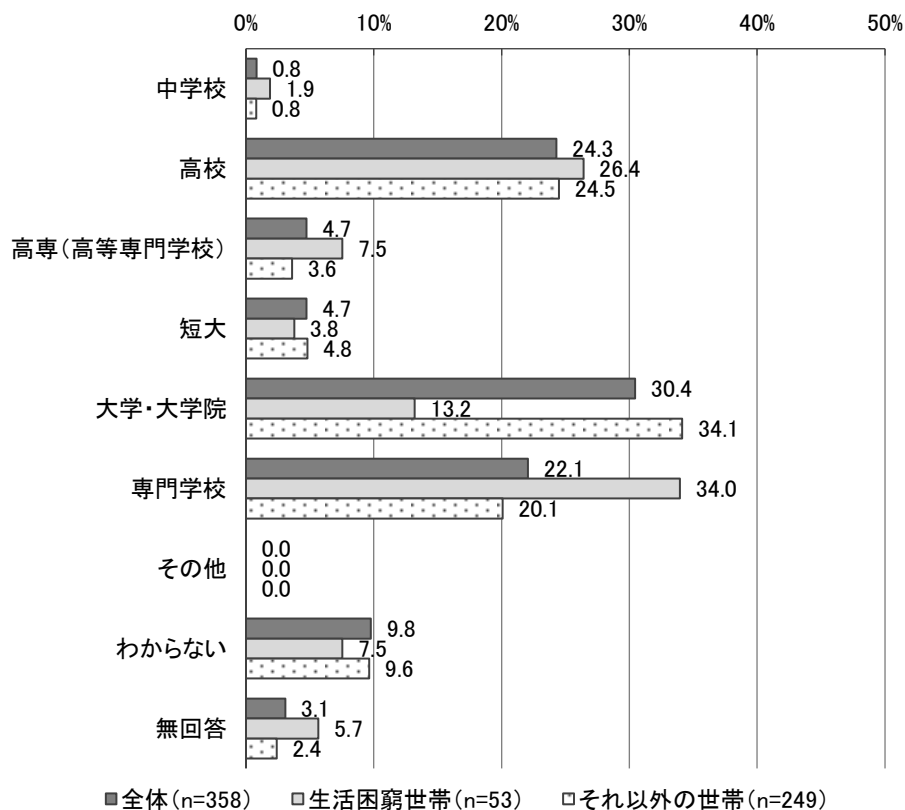


将来の夢がない理由については、“それ以外の世帯”では「何も思いうかばないから」が54.0%で最も高くなっています。一方、“生活困窮世帯”では「わからない」が40.0%で最も高くなっています。



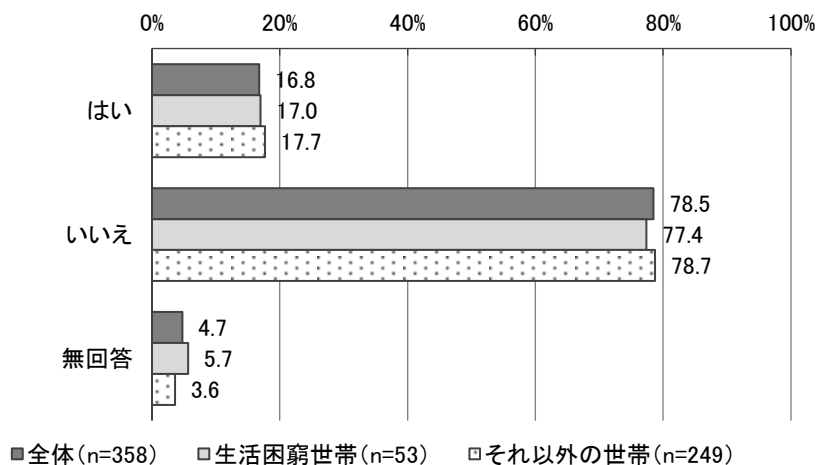
2) 将来の進学希望 (SA)

将来の進学希望については、“それ以外の世帯”では「大学・大学院」が34.1%で最も高く、次いで「高校」が24.5%となっています。一方、“生活困窮世帯”では「専門学校」が34.0%で最も高く、次いで「高校」が26.4%となっています。



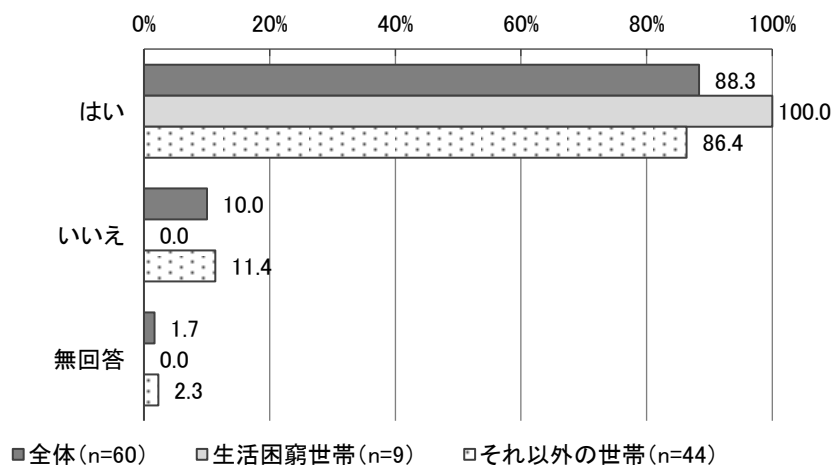
3) 悩みごとの有無 (SA)

悩みごとの有無については、“全体”では「はい(ある)」が16.8%、「いいえ(ない)」が78.5%となっており、“生活困窮世帯”、“それ以外の世帯”ともに同様の割合となっています。

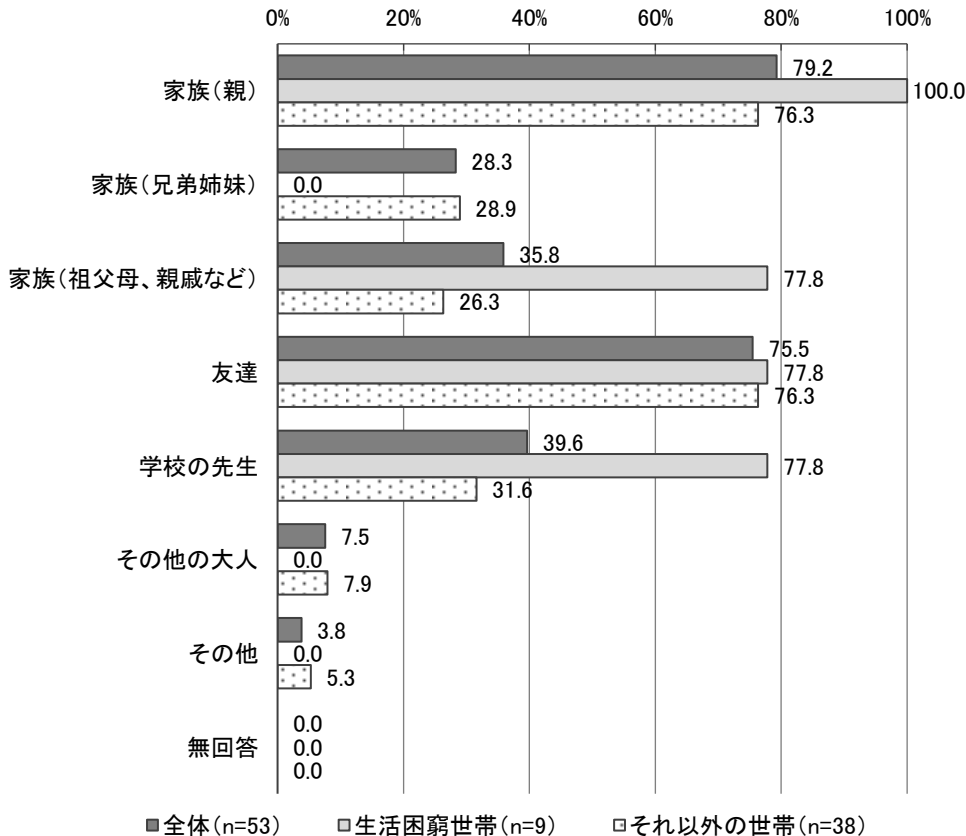


4) 悩みごとの相談相手の有無 (SA) と相談相手 (MA)

悩みごとがある子どもに、悩みごとを相談できる相手の有無を聞いたところ、「はい(いる)」の割合が“生活困窮世帯”では100%、“それ以外の世帯”では86.4%となっています。

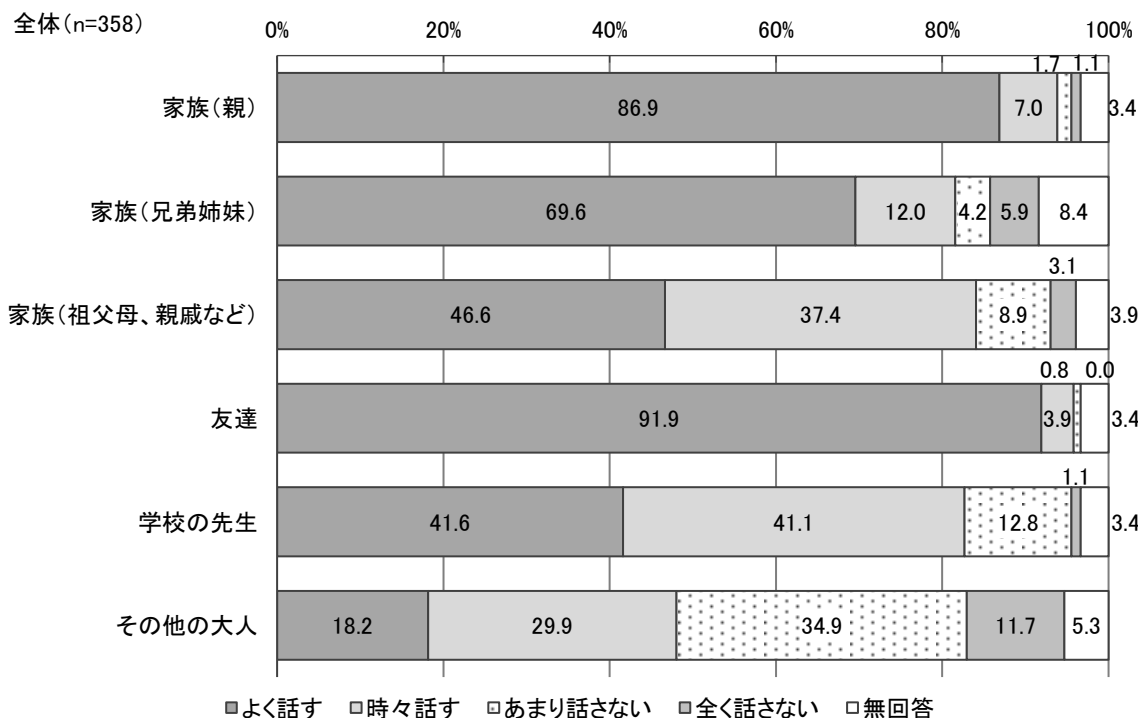


悩みごとの相談相手については、“生活困窮世帯”では「家族(親)」が100%で最も高く、次いで「家族(祖父母、親戚など)」、「友達」、「学校の先生」が同率で77.8%となっています。一方、“それ以外の世帯”では「家族(親)」と「友達」が同率の76.3%で最も高くなっています。

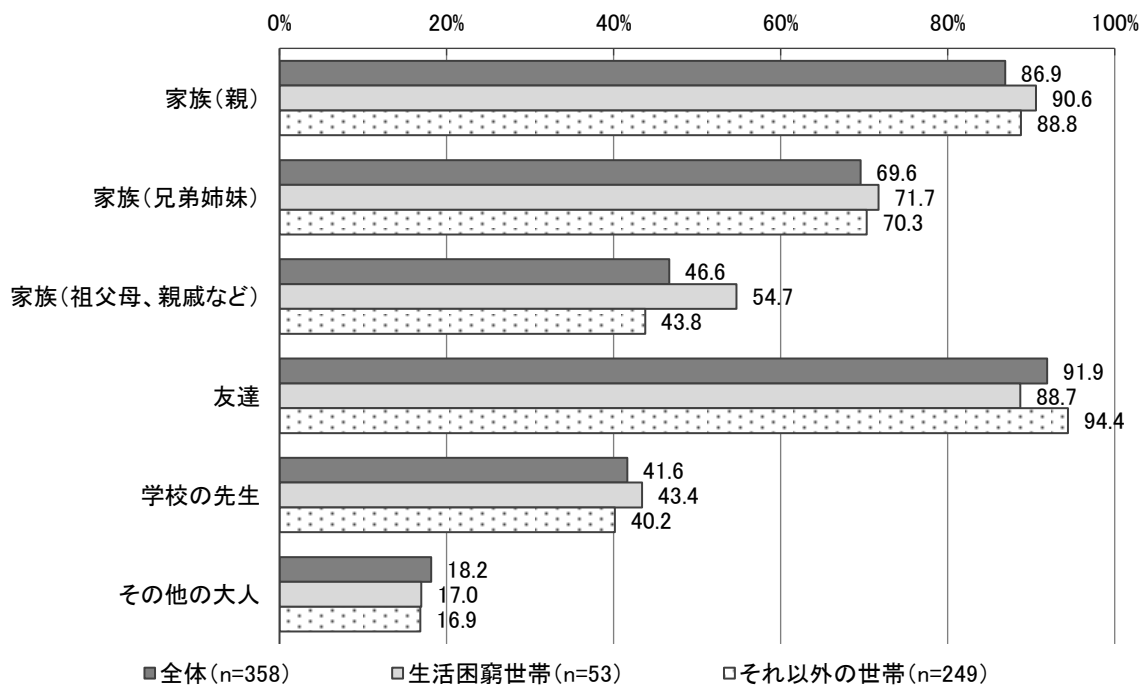


5) ふだんの会話の状況 (SA)

ふだんの会話の状況についてみると、“よく話す”の割合が最も高いのは「友達」の91.9%で、次いで「家族(親)」が86.9%、「家族(兄弟姉妹)」が69.6%、「家族(祖父母、親戚など)」が46.6%、「学校の先生」が41.6%となっています。

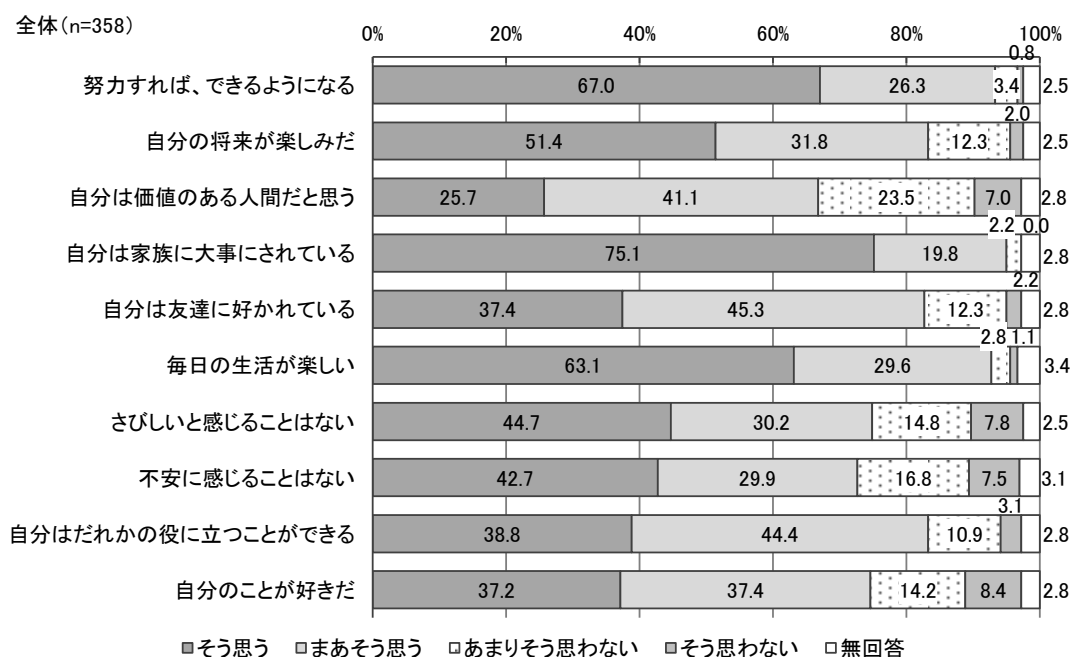


ふだんの会話の状況について、“よく話す”の割合を世帯類型別にみると、“生活困窮世帯”では“それ以外の世帯”に比べて「家族(祖父母、親戚など)」の割合が高くなっています。

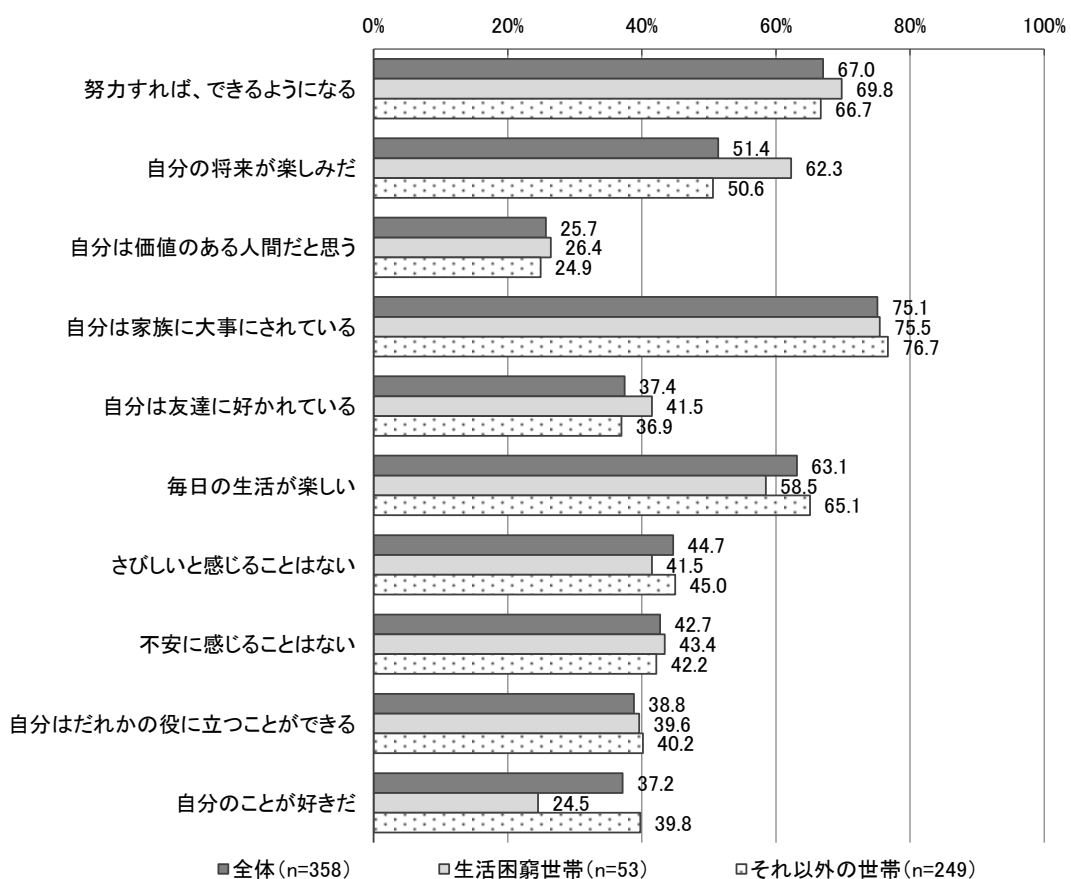


6) 日常生活の中で感じていること (SA)

日常生活の中で感じていることについて、“そう思う”の割合が最も高いのは「自分は家族に大事にされている」の75.1%で、次いで「努力すれば、できるようになる」が67.0%、「毎日の生活が楽しい」が63.1%、「自分の将来が楽しみだ」が51.4%となっています。



日常生活の中で感じていることについて、“そう思う”の割合を世帯類型別にみると、“生活困窮世帯”では“それ以外の世帯”に比べて「自分の将来が楽しみだ」の割合が高くなっていますが、一方で「毎日の生活が楽しい」、「自分のことが好きだ」の割合は低くなっています。



③ アンケート調査結果からみえる課題

◆ 家庭の安定

子育てについての心配や悩みごとをみると、「生活費などの経済的な負担」や「将来的な教育費など」といった金銭的な項目が高い割合を示しています。また、子どもにとって必要と思う支援として「保育料や学校費用の軽減」、「奨学金制度の充実」をあげている人が多いことがわかります。親の就業状況と併せてみると、働いても厳しい経済状況にある家庭が一定割合存在していると推測されます。そのため、各種手当の活用の促進及び拡充といった経済的支援が必要といえます。

また、親の就労支援については、多忙により病院や診療所に行く時間がなかったという家庭もあることから、単に十分な賃金を得られる仕事に就くことだけを目指してはならず、就職後のサポートや、仕事と子育ての両立に向けた取組を進めることが重要であり、そうした取組は家庭の安定及び子どもの生活の質の保障につながると考えられます。

◆ 心身の健康

健康状態についてみると、親子ともに“生活困窮世帯”の方が「よい」の割合が少なくなっています。更にみていくと、受診が必要であるのに受診しなかった経験があったり、子どものむし歯の治療ができていない家庭の存在がうかがえます。

子育てについての心配や悩みごとについては、「子どもの健康状態」と「自分の健康状態」の割合を合計すると約35%となります。さらに、子どもにとって必要と思う支援について、「医療や健康にかかわるサポート」の割合を世帯類型別にみると、“それ以外の世帯”が34.9%であるのに対し、“生活困窮世帯”では18.9%と低くなっています。

貧困の要因の一つとして病気やうつなど、心身の状態があげられることから、医療面での支援に取り組む必要があります。また、診察をきっかけに家庭の生活状況の把握や問題の発見につながることもあるため、健康に関する啓発を進めるとともに、妊娠・出産期からの切れ目のない支援や受診勧奨に努める必要があると考えられます。

◆ 人とのつながり

心配や悩みごとの相談相手（保護者向け調査）をみると、少ないながらも「相談相手がいない」と回答した人がいることがわかります。子育てについての心配や悩みごととして「周囲との人間関係」と回答している人も15%程度いることから、相談したくても相談できる相手がいない、あるいは周囲の人には相談しづらいために問題を抱え込んでいる家庭が存在していると推測されます。

各種支援サービスについて、「知らない」の割合を世帯類型別にみると、“それ以外の世帯”よりも“生活困窮世帯”の方が高い傾向にあり、必要な支援が必要としている家庭に行き届いていない可能性が考えられます。そのため、各種支援サービスの情報の周知に努めるとともに、気軽に相談できる窓口の充実が必要といえます。また、上記のように孤立してしまっている家庭や、相談に行くこと自体ハードルが高い人の存在にも留意する必要があります。

◆ 子どもの教育

子どもの将来の進学見通し（保護者向け調査）と、将来の進学希望（子ども向け調査）を併せてみると、多くの家庭及び子どもが進学を希望していることがわかります。一方、約2割の子どもが将来の夢については「ない」と回答しており、さらに日常生活の中で感じていることについては「自分は価値のある人間だと思う」、「自分のことが好きだ」の割合が比較的低くなっています。そのため、子どもの学習支援に力を入れることはもとより、生まれ育った環境や経済的状況にかかわらず、すべての子どもが将来に希望を持てるよう、子どもの個性と能力を伸ばすことができる教育環境の整備が必要です。

また、悩みごとの相談相手（子ども向け調査）をみると、“生活困窮世帯”の子どもの約8割が「学校の先生」に相談しており、ふだんの会話の状況については“生活困窮世帯”、“それ以外の世帯”ともに約4割の子どもが「学校の先生」と“よく話す”と回答しています。子どもを通して家庭の状況を把握し、必要な支援につなげることも学校の役割の一つであるため、子どもが適切な援助を求められるよう「SOSの出し方に関する教育*」の実施や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用に取り組む必要があります。

(2) 関係者ヒアリング調査の概要

① ヒアリング調査の実施概要

■ 調査の目的

本調査は、本計画を策定するにあたり、関係者の意見を聴取するために実施しました。

■ 調査の対象と実施方法

調査は、令和2年2月に小・中学校の関係者40名を対象として、ヒアリングシートの配布・回収により実施しました。

② ヒアリング調査の結果概要

問1	「家庭の経済的事情」について、保護者等からの相談がありますか。ある場合、それはどのような内容ですか。
主な意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・校納金や修学旅行費、教材費などが期日までに支払えない。期日の延期を依頼される。 ・高校の受験料が期日までに用意できない。高校の入学金、授業料が払えない。 ・経済的な相談は話しづらいのではないかと。 ・未納家庭は連絡がなかなかとれない。 など 	
まとめと考察	
<p>経済的なことは極めて個人的なことであるため、貧困を知られたくないという理由から相談しづらいと感じている保護者がいると推測できます。そのため、相談しやすい環境を整える必要があります。</p> <p>また、就学援助等の支援制度について、すべての保護者、学校関係者等に周知する機会が必要と考えられます。</p>	

問2	日頃接している「課題を抱えた家庭の保護者自身」の生活習慣や日常生活の様子、子どもへの接し方などについてお聞かせください。
主な意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の勤務時間と子どもの生活時間が合わないため子どもとの時間が不足している。 ・起床時間、朝食、身支度、衛生面（入浴、歯磨き等）の世話が不十分の傾向がある。 ・仕事等で多忙なため、子どもの学校生活、生活習慣、家庭学習への関心が薄い。 ・学校からの配付物に目を通していない。 ・家の中が整えられていない。 ・暴言、甘やかしなど極端な例がある。 ・他の子どもと変わりなく特に意識することがないという子どももいる。 など 	
まとめと考察	
<p>個々のケースにより違いはあるものの、仕事や生活に追われ、子どもとの時間を十分にとることのできない、また、子どもへの関心が低いなど、養育力が低い保護者がいることがわかります。</p>	

問3	日頃接している「課題を抱えた家庭の子ども」の生活習慣や日常生活の様子についてお聞かせください。
主な意見	
<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣、学習習慣が身に付いておらず、遅刻、朝食の欠食、忘れ物、提出物の遅延が多くみられる。 衣服の汚れ、衛生状態、栄養状態に問題があるケースもある。 整理整頓ができない。 ゲームやネットに制限がなく、規則正しい生活の確保ができず日中の生活に悪影響を及ぼしている。 病気、むし歯が未治療のまま放置されている。 自己肯定感が低い。 課題を抱えている家庭であっても、ほかと変わりなく過ごせている子どももいる。など 	
まとめと考察	
<p>日常の生活で基本的な生活習慣を身に付けていない子どもが多い傾向にあります。また、日中の学校生活にも影響が出るとわかってもゲーム等がやめられないなど、保護者のかかわりが不十分なために家庭では自己制御力が育ちにくく、依存していく傾向がみられます。</p>	

問4	日頃接している「課題を抱えた家庭の子ども」の学力・学習習慣、通学・進学状況等についてお聞かせください。
主な意見	
<ul style="list-style-type: none"> 学習習慣が身に付いていないので学力は低い傾向にある。 遅刻が多い傾向がある。 本人が希望する学校があっても、経済的な理由で進学先を変更することもある。 奨学金を利用して進学している子どももいる。(他市町村) 本人の学習意欲により学力が高い子どももいる。など 	
まとめと考察	
<p>保護者のかかわりが不足しているため学習習慣が身に付いておらず、宿題にも取り組んでいない場合があるため学力は低い傾向にありますが、一方で経済状況と学力は必ずしも関係しているとはいえない、という意見もありました。</p>	

問5	日頃接している「課題を抱えた家庭の子ども」の性格面・意識面の状況や課題等についてお聞かせください。
主な意見	
<ul style="list-style-type: none"> 集中力、我慢する力が足りない。イライラしている。 物を大切にしない。 無気力。感情を抑えている。 先(将来)を見通して考えられない。 自己肯定感が低い。など 	
まとめと考察	
<p>心の不安定さをあげる意見が多くみられ、中にはトラブルやいじめにつながるケースもあります。自己肯定感と学力は相関関係にあり、自己肯定感が低いために学力が低下し、将来の選択が狭められてしまう可能性があります。そのため、自己肯定感の向上を含めた心の支援が必要です。</p>	

問6	子どもの貧困に至る背景として、どのようなことが原因として考えられますか。
主な意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・親の所得が低い。 ・所得の低さより養育力の低さが問題である。 ・ひとり親家庭（母子・父子家庭） ・保護者の金銭面での価値観により貧困が子どもに影響しているケースもある。（遊興費にお金をかける。所得に見合った生活をしていない等） ・親の障がいがある。など 	
まとめと考察	
<p>所得の低さは、子どもの貧困に至る背景に大きく影響していますが、単に経済的困窮だけの問題とはいえません。多忙等により子どもへの関心を持つ余裕がなく、子どもの生活習慣、学習習慣に目が行き届かないなど、養育力の低さも問題としてあげられます。そのため、保護者の養育力向上の取組を講じていく必要があります。</p>	

問7	子どもの貧困に対応するために、今後、貴団体（学校）ではどのような活動や支援、手助けなどができますか。
主な意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・制服、体操服、教材などの「おさがり」や貸出しの仲介をする。 ・就学援助などの制度の紹介をする。 ・教育委員会、民生委員・児童委員*、児童相談所*、役場が連携すべきである。 ・学校は学力を保障する。（学習支援） ・副教材や部活動に係る物品の精選、修学旅行費、卒業記念品など保護者の負担になる部分を見直す、又は廃止する。 ・心の支援、生活指導、衛生指導等を個別に対応する。など 	
まとめと考察	
<p>子どもの学力は金銭面だけでなく、生活習慣や心の不安定なども関係しています。学力の低下は将来の就学、就業に深くかかわっているため、心の支援と学力の保障が重要といえます。</p> <p>各機関との連携については、より効果的な方法を早急に精査していく必要があります。</p>	

問8	継続的な支援に向けて、今後、貴団体と関係機関、行政（高原町）との連携のあり方について、どのようにお考えですか。
主な意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体の情報共有、共通理解が重要である。 ・関係団体と行政との連携は積極的に行っていくべきである。 ・金銭面（未納金対応等）など難しい部分は専門家に依頼したい。 ・保護者の教育が必要である。 ・教師への制度等の理解のための研修を希望する。など 	
まとめと考察	
<p>関係団体と行政とが情報共有して積極的にかかわることを望む意見が多くみられました。また、定期的な打ち合わせやケース会議等の提案がありました。</p> <p>「課題を抱える家庭」に気がつくことが多く、保護者に近い位置である教師に支援制度等を知る機会を提供する必要があります。</p>	

問9	子どもの貧困に対応するために、今後、行政（高原町）はどのようなことに力を入れる必要があると思いますか。
主な意見	
<ul style="list-style-type: none"> • 金銭面の支援（リサイクル品の仲介、給食費、医療費、奨学金、検定料、受験料等） • 精神的支援（子ども、保護者） • 居場所の確保（図書館の充実・時間延長、放課後児童クラブ、放課後子ども教室*等） • 情報の発信（相談窓口の周知、各支援制度の紹介等） • 早期に相談できる環境（義務教育での早い段階） • 栄養面、衛生面の支援（子ども食堂*、入浴や身の回りのことに関する指導等） • 保護者への就業支援 • 学校との情報共有、保護者への積極的なアプローチ <p style="text-align: right;">など</p>	
まとめと考察	
<p>金銭面の支援を望む意見が多くみられ、中には「奨学金は高原町に5年勤務したら返済しなくてもよい」といった具体的な提案もありました。</p> <p>情報については、配付物等では伝わりにくいため、発信方法を確実なものとしたい、という意見もありました。</p> <p>居場所の確保については、行政にかかわりを求める要望が多くみられました。</p> <p>また、行政は人事で職員が入れ替わっても情報の引継ぎは必ずしてほしいとの声がありました。</p>	

③ ヒアリング調査結果の全体を通してのまとめ

所得が低いことにより学力が低いとは一概にはいえない、といった意見が随所にみられました。また、子どもの貧困問題においては保護者の養育力の低さも大きな問題であり、子どもの自己肯定感の低さや、学力の低下につながっていると考えている関係者が多いことがわかりました。

このことから、子どもの貧困問題は子どもに対する支援のみならず、保護者も含めた包括的な支援・教育を地域と行政が一体となって進めていくことが重要であるといえます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

日本の未来を担う子どもたちは、かけがえのない宝です。そのため、子どもたちの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持ちながら前向きに成長できるようなまちづくりを進めていく必要があります。

そこで、本計画では「すべての子どもが夢と希望、豊かな心を持ち、健やかに成長できるまち たかはる ～明るい未来を目指して～」を基本理念に掲げ、現在から未来へ向けた総合的な貧困対策を推進していきます。

基本理念

すべての子どもが夢と希望、豊かな心を持ち、
健やかに成長できるまち たかはる
～明るい未来を目指して～

2 計画の基本施策

本計画は、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者の生活・就労支援」、「経済的支援」の4つを基本施策とし、子どものことを第一に考えた適切かつ包括的な支援に取り組んでいきます。

基本施策1 教育の支援

すべての子どもが自身の能力・可能性を最大限に伸ばしていけるよう学習支援に取り組むとともに、地域における様々な体験活動の充実を図り、子どもの健全育成に努めます。

基本施策2 生活の安定に資するための支援

子どもへの各種支援や、親の妊娠・出産期から子どもの乳幼児期における切れ目のない支援の充実のほか、支援が必要な方に適切な支援が行き届くよう、相談支援体制の強化に取り組めます。

基本施策3 保護者の生活・就労支援

保護者の生活・就労を支援することに加えて、学び直しの支援や仕事と子育ての両立に向けた支援など、職業生活の安定と向上に資する支援を推進します。

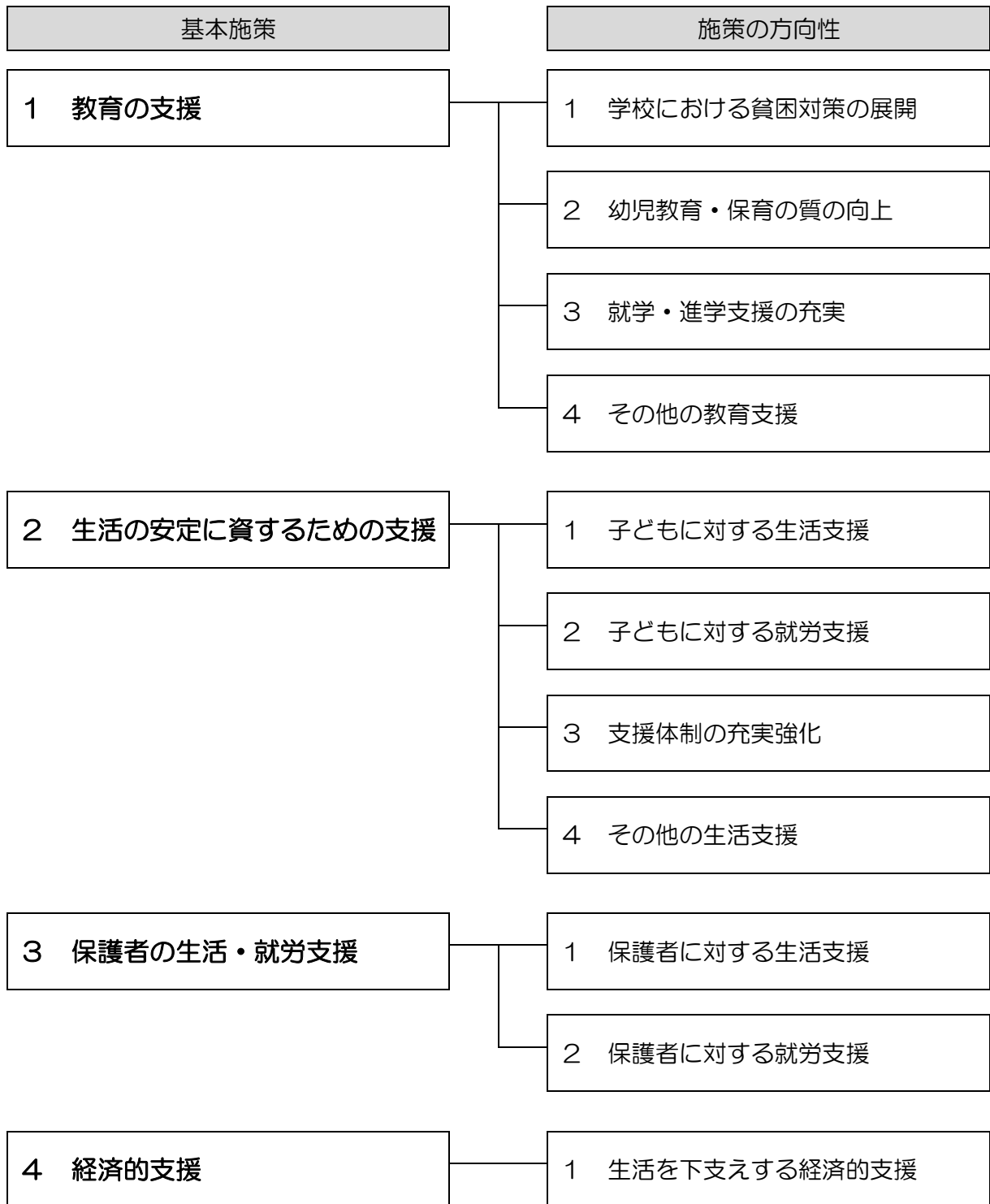
基本施策4 経済的支援

児童扶養手当の支給や医療費の一部助成など、経済的負担の軽減につながる取組を実施するとともに、各種手当や支援制度の周知を行います。

3 施策の体系

基本理念

すべての子どもが夢と希望、豊かな心を持ち、
健やかに成長できるまち たかはる
～明るい未来を目指して～



第4章 施策の展開

基本施策1 教育の支援

家庭の状況にかかわらず、すべての子どもたちが自身の能力・可能性を最大限伸ばしていけるよう、一人ひとりの個性に応じた教育の実施に努めます。

また、学校を窓口とした福祉関係機関等と連携し、子どもやその家庭が抱える問題の早期把握・対応に努めるとともに、必要な支援につなげる体制を整えます。

子どもたちの成長を支える「社会に開かれた教育課程」の実現にあたっては、学校と地域が目標やビジョンを共有し、一体となった協力体制の構築が必要です。そのため、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）*」と「地域学校協働活動*」の一体的な推進を図り、様々な活動を通じて子どもたちの教育活動等の一層の充実に取り組みます。

施策の方向性1 学校における貧困対策の展開

具体的取組	内容	担当課
学校教育による学力保障	<ul style="list-style-type: none"> ○「高原町一貫教育推進プラン」に基づき、各種部会を中心に一貫教育を推進します。 また、児童生徒一人ひとりの能力や学習状況に応じた指導（「個に応じた指導」）を実施するほか、小小連携や中中連携による学校間の交流により、コミュニケーション能力の育成を図ります。 ○保育所・認定こども園・幼稚園等から小学校へ、小学校から中学校へスムーズな接続が図られるよう、引継ぎ体制を強化するため、関係機関と連携し、長期的な展望に立った切れ目ない支援を図ります。 	教育総務課 町民福祉課
学校を窓口とした福祉関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校やいじめ問題等の未然防止、早期発見・解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を積極的に活用し、各学校における相談体制の充実を図ります。 また、教育調整監を配置した「育みの会」を定期的で開催し、学校の状況報告及び対応を協議するなど、関係機関との情報共有・連携を図ります。 ○子どもが現在起きている危機的状況、あるいは今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す。）ができるように、また、身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるように、「SOSの出し方に関する教育」に取り組みます。 ○学校から要保護児童等対策地域協議会*に報告があった養育に支援が必要な児童等について、適切に役割分担の調整を行い、関係機関と連携して児童及び家庭の支援に取り組みます。 	教育総務課 町民福祉課

具体的取組	内容	担当課
地域との協働による学校運営	<p>○子どもたちの教育活動等の一層の充実に向けて、コミュニティ・スクールの導入について検討・準備等を行うとともに、地域学校協働活動が効果的かつ円滑に実施されるよう、活動の総合化、ネットワーク化を推進し、地域住民等と学校との連携協力体制として「地域学校協働本部」を整備します。</p> <p>○コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の運営方法等を検討する運営委員会の設置に努めます。</p> <p>○活動を通じて子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を構築するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進します。</p>	教育総務課

施策の方向性2 幼児教育・保育の質の向上

具体的取組	内容	担当課
幼児教育・保育の量の確保と質の向上	<p>○国の「子育て安心プラン」を踏まえ、幼児教育・保育施設の整備及び幼児教育・保育サービスの確保に努めます。</p> <p>○幼児教育・保育施設と小学校との連携及び幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続を推進します。</p>	町民福祉課 教育総務課
保育料等の負担軽減	<p>○子育て世帯の経済的負担の軽減や、幼児期の教育の重要性の観点から、質の高い幼児教育・保育の機会を確保するため、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施します。</p> <p>○生活保護世帯や非課税世帯等の低所得世帯が保育所・認定こども園・幼稚園を利用する際の保育料の負担軽減に努めます。</p> <p>○多子世帯やひとり親等世帯の保護者が保育所・認定こども園・幼稚園を利用する際の保育料の負担軽減に努めます。町が定める基準により、第2子（ひとり親世帯においては第1子）は基準額の半額、第3子（ひとり親世帯においては第2子）以降は無料としています。</p>	町民福祉課

施策の方向性3 就学・進学支援の充実

具体的取組	内容	担当課
小学校就学前段階の就学支援	生活保護世帯や非課税世帯等の低所得世帯が保育所・認定こども園・幼稚園を利用する際の保育料の負担軽減に努めます。（再掲）	町民福祉課
義務教育段階の就学支援の充実	<p>就学することが経済的に困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助制度による学習等に必要な費用の援助を行い、経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>また、小学校1年生及び中学校1年生に対して入学前に入学準備に係る費用の援助を行います。</p>	教育総務課

具体的取組	内容	担当課
奨学金制度などによる経済的負担の軽減	<p>高原町育英資金制度及び九州労働金庫と提携した高原町教育資金融資制度（高原町提携教育ローン）により、高等学校、大学等への進学に必要な教育資金の融資を実施します。</p> <p>また、各種融資制度等の周知に努めます。</p>	教育総務課
特別支援教育に関する支援の充実	<p>○乳幼児期からの早期支援体制づくりや、個別の教育支援計画*等の活用により、一貫した指導・支援を実現する相談・支援体制の整備・充実に図ります。</p> <p>また、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障がいのある児童生徒への特別支援教育の充実に図るとともに、精神的理由等により登校できない児童生徒を対象に、自信回復や自立のためのカウンセリング教科指導等のほか、学校復帰に向けた適応指導教室*（ひむか学級）を実施します。</p> <p>就学前の段階においては、特別支援学校の教職員や各小・中学校の特別支援学級の担当教諭、関係機関と連携して教育相談を実施し、保護者等の不安や悩みの解消に取り組めます。</p> <p>○教育支援部会を設置し、ユニバーサルデザイン*の視点（焦点化、視覚化、共有化、個別の配慮）に基づいた授業を実施します。今後もすべての子どもが「わかる・できる」ように配慮し、特別支援教育で生み出された様々な工夫を取り入れながら授業改善を図るとともに、授業に対する子どもの意欲向上を促進していきます。</p> <p>○令和3年度現在、町内4校において特別支援教育支援員*を配置しています。</p> <p>今後も特別支援学級の児童生徒や、通常学級で特別な支援を必要としている児童生徒に対してきめ細かな指導・支援を行っていきます。</p> <p>また、保護者や学校からの多様なニーズにこたえられるよう、研修会等を通じて特別支援教育支援員の更なるスキルアップに努めます。</p>	教育総務課 ほほえみ館 町民福祉課
生活困窮者世帯等への学習支援	<p>○生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもに対し、居場所づくりを含む生活支援や学習支援について、民間団体等と連携した取組を進めます。</p> <p>○就学することが経済的に困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助制度による学習等に必要な費用の援助を行い、経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>また、小学校1年生及び中学校1年生に対して入学前に入学準備に係る費用の援助を行います。（再掲）</p>	町民福祉課 教育総務課

施策の方向性4 その他の教育支援

具体的取組	内容	担当課
<p>子どもの食事・栄養状態の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○食生活改善推進員*協力の下、「離乳食教室」や「おやこの食育*教室」を開催し、栄養士としての専門的な立場から指導するとともに、乳児・1歳6か月児・3歳6か月児の各健診時に保護者に栄養相談を実施するなど、食を通じての健康な心と体づくりの支援を図ります。 ○食生活改善推進協議会の委託事業として各教室や事業の対象者に向けた教室を開催し、「健康フェスタ」では生活習慣病予防の啓発・広報活動に取り組みます。 ○保育施設に対して食育研修等への参加を促し、保育所や認定こども園等を通じた健康な食習慣の普及・啓発活動を推進します。 ○栄養教諭の管理の下、学校給食の充実及び食育の推進を図ることにより、適切な栄養の摂取による健康の保持・増進に努めます。 	<p>ほほえみ館 教育総務課 町民福祉課</p>
<p>地域における学習支援・多様な体験活動の機会の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちに安定した居場所と学習機会を提供するため、退職予定の教職員や地域住民等に呼びかけるなど、様々な角度からボランティアの応募を行い、学習支援サポーターの確保に努めます。 ○家庭教育*はすべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的マナー、自立心等を育成する上で重要な役割を果たします。 家庭における子どもの養育と教育を行う上で必要な知識や技術を学習する機会や体験活動の場を提供するために、引き続き家庭教育学級の充実を図るとともに、補助金を交付し、学級の運営を支援します。 家庭教育が困難となっている家庭においては、閉じこもったり孤立したりしないよう、訪問型の支援を強化するなどの体制構築等を進めていきます。 ○自治公民館をはじめとする、地域における異世代間交流事業や青少年健全育成事業を推進します。子どもたちが体験事業や継承事業、交流事業を通じて地域の自然や高齢者等とふれ合える機会を増やし、地域全体で助け合い、協力し合う機運の醸成を図ります。 	<p>教育総務課</p>

基本施策2 生活の安定に資するための支援

子どもが心身ともに健やかに成長していくためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要です。そのため、親が安心して妊娠・出産できるよう、切れ目のない支援の充実を図るとともに、貧困の状況にある家庭の社会的孤立化の防止に努めます。

さらに、子どもの健康の維持・増進及び健全な成長に向けた支援を行うとともに、高校中退者や定時制高校に進学する子ども等に対する就労支援も実施します。

また、支援を必要としている家庭に適切な支援が届くよう、相談支援体制の強化を図ることはもとより、困りごとがあっても我慢している、あるいは相談できずにいる家庭の存在も考えられるため、学校等と連携しながら家庭の状況の把握に努めるとともに、そこから課題解決につながる支援について検討します。

施策の方向性1 子どもに対する生活支援

具体的取組	内容	担当課
子どもの食に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○フードバンク*や食材の宅配サービス等を行っている団体の活動内容の広報及び運営支援を行います。 ○フードバンク等の実施団体と情報を共有し、家庭の状況やニーズの把握に努め、必要な支援につなげます。 	町民福祉課
子どもの居場所づくりに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども食堂など、子どもや高齢者等が世代を超えて交流できる場を確保し、地域全体で子どもを見守り、支える取組を支援します。 ○保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生児童に対し、放課後や長期休業中、適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブを実施し、児童の健全な育成を図ります。 また、利用者増加のニーズを満たすために、放課後児童クラブを含めた、子どもの居場所を確保するための事業の推進に努めます。 	町民福祉課 教育総務課 ほほえみ館
子どもの健康づくりに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○乳児家庭全戸訪問事業*を通じて予防接種や乳児健診の案内など子育て支援に関する情報提供を行います。 ○乳児・1歳6か月児・3歳6か月児を対象に発育・発達状態の確認と疾病の早期発見を図ります。乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査はそれぞれ年4回実施し、4・5歳児健康相談も実施します。なお、健康診査で異常が見つかった場合には、医療機関等を紹介します。 ○むし歯予防の一環として、2歳から就学前までの子どもへのフッ化物塗布の年1回無料補助を実施します。各保育施設、全小・中学校においてはフッ化物洗口を行い、子どもの歯と口の健康づくりを推進します。 	ほほえみ館

施策の方向性2 子どもに対する就労支援

具体的取組	内容	担当課
就労困難な子どもや高校中退者等への就労支援	<p>○高原町無料職業紹介所*を開設し、相談に応じて本人の求める情報や求職情報を提供するなど、町民の就労を支援します。</p> <p>○就職を希望する学生・生徒等に対しては、関係機関と連携した直接就労のほか、「みやざき若者サポートステーション*サテライト都城」と連携した就労相談を実施します。</p> <p>○県及び関係機関と連携し、高校中退者や、引きこもり等によりまだ社会に出たことのない若者に寄り添った支援を実施できる体制の整備に努めます。</p>	産業創生課 教育総務課 町民福祉課
定時制高校等に進学する子どもの就労支援	<p>学びながら働く意欲を持つ子どもの支援を行うため、雇用コーディネーター等を活用し、学校と企業とのマッチングの機会を創出します。</p>	産業創生課 教育総務課 町民福祉課

施策の方向性3 支援体制の充実強化

具体的取組	内容	担当課
関係団体が連携したネットワークの構築	<p>子どもの貧困対策の積極的な推進に向けて、町、学校、関係団体等が一体となったネットワークを構築し、情報共有や相談・支援の充実を図ります。</p>	町民福祉課 各課
相談事業の連携強化	<p>○ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制の整備や、児童扶養手当の現況届の機会を活用して、困りごとを聞ける体制を整えます。</p> <p>○生活困窮者の課題に応じた相談事業を実施するために、庁内関係課による情報の共有や自立相談支援機関との連携強化を図ります。</p>	町民福祉課 各課
支援を行う人材の育成	<p>人材の育成や資質の向上のために、その実施団体を取り組む活動を支援します。</p>	町民福祉課
各種支援の周知	<p>支援を必要とする人が適切に支援を受けることができるよう、ホームページや広報等により各種支援制度の周知の徹底を図ります。</p>	町民福祉課
要保護児童等対策地域協議会の運営	<p>要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議、児童虐待防止に関する広報・啓発に取り組むとともに、児童虐待等の早期発見、早期対応ができるよう、学校、児童相談所、警察等の関係機関と連携強化を図ります。</p>	町民福祉課
職員の資質の向上	<p>相談に対し適切な対応ができるよう、各種研修会への参加により職員の資質の向上を図ります。</p>	町民福祉課

施策の方向性4 その他の生活支援

具体的取組	内容	担当課
<p>妊娠期からの切れ目ない支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○母子健康手帳* 交付時に妊婦一人ひとりと面接し、妊婦健康診査の助成券や産婦健康診査の助成券の使用方法等について説明します。妊婦健康診査については14回分、産婦健康診査については2回分の助成券を交付し、十分に医療機関で健康診査を受けられるようにします。面接時には妊娠や育児、生活等に関する不安や悩みの傾聴も行います。医療機関などで妊婦健診や産婦健診を受けた場合はその結果を確認し、必要に応じて訪問や電話での支援を行います。 ○乳児家庭全戸訪問事業を通じて、養育環境の把握、育児に関する不安や悩みの傾聴、予防接種や乳児健診の案内など子育て支援に関する情報提供を行います。 ○予期せぬ妊娠等により不安を抱える若年妊婦や、特定妊婦等については、関係機関・団体等と連携しながら相談支援等を実施します。 ○母親が希望する場合や、必要性が認められる場合は支援プランを作成し、妊娠期から子育て期まで一貫した支援を行います。連携が必要な場合は保育所、教育委員会、福祉関係機関等と連絡・調整を行います。 ○安心して子どもを産み育てられるように妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない支援を行います。 	<p>ほほえみ館</p>
<p>住宅に関する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○町営住宅への入居申込手続の際にひとり親家庭等の区分を設けることで、住宅困窮度の高い子育て世帯が一定程度優先的に入居できるように配慮を行います。 ○母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金（住宅の建設等に必要資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じ、ひとり親家庭の住宅支援を行います。 	<p>建設水道課 町民福祉課</p>

基本施策3 保護者の生活・就労支援

保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、就職だけでなく、その後の職業生活の安定と向上に資する支援を講じていく必要があります。そのため、経済的な支援に加えて、学び直しの支援を行うとともに、仕事と子育てを両立できるような環境づくりに努めます。

また、ひとり親のみならず、ふたり親世帯についても、生活が困難な状態にある世帯については、親の状況に合ったきめ細かな就労支援を進められるよう、関係機関等との連携・調整を図り、適切な支援へとつなげていきます。

施策の方向性 1 保護者に対する生活支援

具体的取組	内容	担当課
自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者自立支援法*に基づき、複合的な課題を抱える生活困窮者世帯において、保護者の自立に向けた相談や家計管理の支援など、それぞれの課題に応じた支援を関係機関と連携して行います。 ○ひとり親家庭等であって、技能習得のための通学をするなど、自立促進のために必要な事由や、冠婚葬祭や残業などの社会的事由及び疾病などにより、家事援助、介護、保育サービスが必要な家庭に、家庭生活支援員を派遣します。 ○ひとり親家庭及び寡婦の生活と自立を図るための相談支援等を行います。ひとり親家庭の現在のニーズや課題等を把握し、支援を行います。 	町民福祉課 産業創生課
保育等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援センターにおいて、親子の交流や子育てに関する相談を通して子育てを支援します。 ○就労形態の多様化に伴い、保護者がやむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられるよう、保育所等において、延長保育を実施します。 ○仕事等により、家庭において保育ができない時や、その他緊急かつ一時的に保育を必要とする場合に、保育所等で一時的に児童を預かる環境を整えます。 ○病気の回復期にある子どもを家庭で保育できない保護者に代わり、一時的に預かる病後児保育事業を実施します。 ○地域全体で子育て家庭を支えるため、仕事や家庭の都合で子育てを援助してほしい人と子育てを援助したい人を仲介するファミリー・サポート・センター事業を推進します。 ○家庭において、保護者が病気や仕事、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった児童や、仕事などの理由で平日の夜間又は休日に不在となる2歳以上の児童を児童福祉施設において預かり、児童及び家庭への子育て支援を図ります。 ○保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生児童に対し、放課後や長期休業中、適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブを実施し、児童の健全な育成を図ります。 また、利用者増加のニーズを満たすために、放課後児童クラブを含めた、子どもの居場所を確保するための事業の推進に努めます。(再掲) 	町民福祉課 教育総務課
心身の健康確保	<ul style="list-style-type: none"> ○妊産婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等の機会を通じて育児等に関する不安や悩みの傾聴を行うとともに、子育てに関する情報を提供します。 ○子どもの発達や発育等に心配がある方に対しては、身長体重計測や個別での相談に応じるなど、随時、保健師や管理栄養士等の専門職による個別対応を行い、相談の内容や状況に応じて発達支援事業所等を紹介することで、母親の心身の健康の確保を図ります。 	ほほえみ館 町民福祉課

施策の方向性2 保護者に対する就労支援

具体的取組	内容	担当課
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ○労働関係機関と連携しながら、高原町無料職業紹介所を活用した職業相談や、企業指導等を通じた就労支援を行います。 ○町内企業との定期的な情報交換や意見の聞き取りを行いながら、企業との相互連携による、就労を希望する保護者へのサポートについて検討していきます。 ○生活困窮者への就労支援については、南部福祉こどもセンター、公共職業安定所（ハローワーク）*、社会福祉協議会と連携し、支援につなげます。また、各支援の周知徹底を行い、生活困窮者が支援を受けやすい環境を整えます。 ○ひとり親家庭への就労支援については、保護者への聞き取りを行いながら、ひとり親家庭自立支援給付金事業など既存の支援事業・制度について案内し、実施機関につなぎます。 	産業創生課 町民福祉課
学び直しの支援	ひとり親家庭の親を対象に、高等学校卒業程度認定試験*合格のための支援給付金を案内し、学び直しを支援します。	町民福祉課

基本施策4 経済的支援

児童手当や児童扶養手当などを支給するとともに、各種の経済的支援制度や貸付金等について周知・利用促進を行うことで、経済的に困難な状況にある家庭の生活の下支えに努めます。

また、医療費の助成により親と子の健康の確保・増進を図り、あわせて保育料の軽減を実施します。

施策の方向性1 生活を下支えする経済的支援

具体的取組	内容	担当課
各種手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ○児童を監護・養育している家庭における生活の安定と、児童の健やかな成長のため、児童を養育している方に児童手当を支給します。 ○ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、児童を監護している父、母又は養育者に児童扶養手当を支給します。 ○身体や精神に一定の障がいをもつ児童を養育する方に特別児童扶養手当を支給します。 	町民福祉課
母子父子寡婦福祉資金等の貸付け	<ul style="list-style-type: none"> ○県が無利子若しくは低金利で貸し付ける就学支度資金や修学資金、転宅資金、住宅資金等の貸付申請を受け付け、ひとり親家庭等の経済的自立を支援します。 ○必要な資金をほかから借り受けることが困難な低所得者世帯の生活を経済的に支えるため、県や社会福祉協議会の既存の支援制度や貸付金について、ホームページ等による周知を行い、利用を促進します。 	町民福祉課

具体的取組	内容	担当課
ひとり親家庭の医療費助成	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、生活の安定と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の医療費の一部を助成します。	町民福祉課
養育費の確保	養育費が適切に支払われるよう、戸籍担当窓口において、養育費等の取決めについて解説したパンフレットを交付し、養育費の支払が適切に行われるよう啓発します。	町民福祉課
その他の経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校就学前児童を対象に、入院及び外来の保険診療の一部負担から、高額療養費等を除いた額を助成します。 ○小学校1年生から中学校3年生までを対象に、入院及び外来の保険診療の一部負担から、1医療機関あたり、ひと月1,000円を控除した額を助成します。 ○高原町国民健康保険に加入している未就学児の均等割*額を減額することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。 ○生活保護世帯や非課税世帯等の低所得世帯が保育所・認定こども園・幼稚園を利用する際の保育料の負担軽減に努めます。(再掲) ○多子世帯やひとり親等世帯の保護者が保育所・認定こども園・幼稚園を利用する際の保育料の負担軽減に努めます。町が定める基準により、第2子(ひとり親世帯においては第1子)は基準額の半額、第3子(ひとり親世帯においては第2子)以降は無料としています。(再掲) ○就学することが経済的に困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助制度による学習等に必要な費用の援助を行い、経済的負担の軽減を図ります。(再掲) ○高原町育英資金制度及び九州労働金庫と提携した高原町教育資金融資制度(高原町提携教育ローン)により、高等学校、大学等への進学に必要な教育資金の融資を実施します。(再掲) 	町民福祉課 教育総務課

第5章 計画の推進・進行管理

1 計画の推進体制

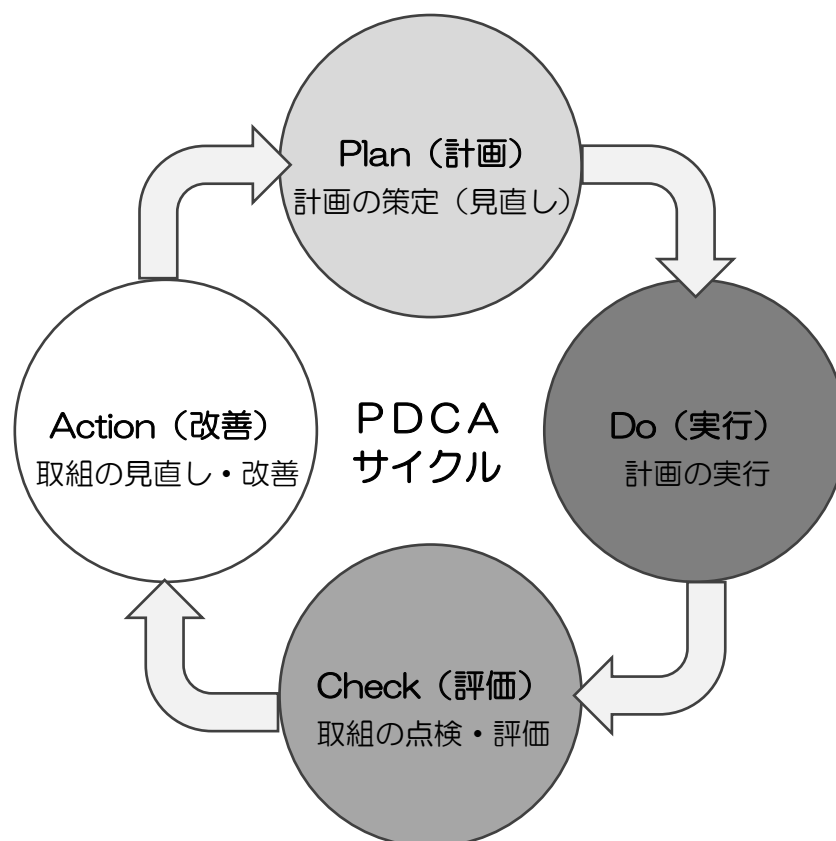
子どもの貧困対策の推進にあたっては、社会全体が子どもの貧困に対する理解を深めることが重要です。そのため、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で取り組むべき課題であるという意識を強く持ち、行政、学校、保健福祉等の機関が率先して、子どものことを第一に考えた包括的な支援を早期に講じていく必要があります。

生まれ育った環境によらず、すべての子どもたちが夢や希望を持って健やかに成長できるような社会の実現を目指し、子どもの貧困に対する社会全体の理解の促進に努めるとともに、地域と行政の連携・協働による対策・支援を積極的に推進します。

2 計画の進行管理及び点検・評価

本計画は、計画の策定(Plan)、計画の実行(Do)、計画に基づく取組の点検・評価(Check)、取組の見直し・改善(Action)を行う、一連のPDCAサイクルにより進行管理を行います。

また、計画に基づく施策・取組を総合的かつ計画的に推進し、実効性を確保するため、計画の進捗状況について庁内で点検するとともに、「子ども・子育て会議」等で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



資料編

1 高原町子ども・子育て会議要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、高原町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務(同項第4号に掲げる事務にあっては、法律又は他の条例に基づき町が設置する他の審議会等において調査審議する事務を除く。)を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、会長には副町長を、副会長には教育長をもってあてる。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、町民福祉課福祉係にて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

2 高原町子ども・子育て会議委員名簿

	所 属	職 名	氏 名
1	高原町PTA連絡協議会	会長	永野 正志朗
2	高原町PTA連絡協議会	副会長	中村 三枝子
3	高原町保育会	会長	松元 由美子
4	遍照幼稚園	園長	涌水 英昭
5	高原町校長会	会長	横田 浩
6	高原町自治公民館連絡協議会	会長	西村 四男
7	高原町社会福祉協議会	会長	北迫 泉
8	高原町民生委員・児童委員協議会	主任児童委員	樋口 和夫
9	高原町民生委員・児童委員協議会	母子父子部会長	塩月 優子
10	高原町	副町長	横山 安博
11	高原町	教育長	西田 次良
12	高原町教育総務課	課長	末永 恵治
13	高原町ほほえみ館	館長	久徳 信二

3 計画の策定経過

年月日	会議名・主な内容等
令和2年 1月20日～1月30日	子どもの生活実態調査（アンケート調査）の実施
令和2年 2月3日～2月7日	子どもの貧困対策に関する意見聴取（関係者ヒアリング調査）の実施
令和3年 11月1日	関係団体ヒアリングの実施
	第1回高原町子ども・子育て会議 ● 高原町子どもの貧困対策推進計画素案（前半）について ● 今後のスケジュールについて
令和4年 1月14日	第2回高原町子ども・子育て会議 ● 高原町子どもの貧困対策推進計画素案（後半）について ● パブリックコメントの実施について
令和4年 1月26日～2月25日	高原町子どもの貧困対策推進計画素案に係るパブリックコメントの実施
令和4年 3月2日～3月9日	第3回高原町子ども・子育て会議（書面開催） ● 高原町子どもの貧困対策推進計画素案に係るパブリックコメントの実施結果について ● 高原町子どもの貧困対策推進計画素案について

4 用語解説

	用語	解説
あ 行	アウトリーチ	「手を伸ばすこと」の意。福祉の分野では、支援の対象者のいる場所に積極的に出向いて必要なサービス等を行うこと。
	一時預かり	保育所、認定こども園、幼稚園その他の場所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする事業。
	SNS (エス・エヌ・エス)	「Social Networking Service」の略。人と人がWeb上でつながり、コミュニケーションをとることができるサービスのこと。
	SOSの出し方に関する教育	自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」のことで、「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」（平成26年7月文部科学省）において、自殺予防教育の柱の一つとして位置付けられている。
	延長保育	通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施すること。
	OECD (オー・イー・シー・ディー)	「Organisation for Economic Co-operation and Development」の略で、「経済協力開発機構」と訳される。先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、①経済成長、②貿易自由化、③途上国支援に貢献することを目的としている。
か 行	家庭教育	保護者が子どもに対して行う教育。家族のふれ合いを通して、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身に付けていく上で重要な役割を果たす。
	官公民	官庁と民間企業、公務員と民間のこと。
	協働	共通の目的のために、様々な人が対等の立場で協力・協調してともに働くこと。
	均等割	所得の額にかかわらず、国民健康保険の加入者全員が負担する税額のこと。高原町の国民健康保険税は、所得割、均等割、平等割から成る3方式によって賦課される。
	公共職業安定所 (ハローワーク)	民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担う、国(厚生労働省)の機関。地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施する。
	高等学校卒業程度認定試験	様々な理由により高等学校を卒業できなかった方等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験。合格者は大学・短大・専門学校の受験資格が与えられる。また、高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定され、就職、資格試験等に活用することができる。
	国民生活基礎調査	保健・医療・福祉・年金・所得など、国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにすることを目的とし、厚生労働省が毎年実施している統計調査。
	子育て支援センター	厚生労働省が実施する地域子育て支援拠点事業の中の取組の一つで、子育てに関する相談支援や、子育て中の親子同士の交流、子育て情報の提供・発信など、様々な育児支援を行う施設。
	子育て世代包括支援センター	母子保健法に基づき市町村が設置するもので、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する。
	子ども食堂	子どもが一人でも行ける無料又は低額の食堂であり、子どもへの食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たしている。

	用語	解説
か 行	子供の貧困対策に関する大綱	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき策定された大綱（平成26年8月閣議決定）。令和元年11月には新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じることが目的・理念として掲げられた。
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成25年6月に成立し、翌26年1月に施行された法律。また、令和元年6月に改正され、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することなど、法律の目的・基本理念が充実されたほか、教育の支援については、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化された。
	個別の教育支援計画	障がいのある児童生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする計画。
	コミュニティ・スクール （学校運営協議会制度）	学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちをはぐくむための仕組み。
さ 行	児童相談所	児童福祉法に基づいて設置される行政機関。原則18歳未満の子どもの健やかな成長と権利の擁護を主たる目的として、相談の受付や問題の把握・解決を行う。
	児童手当	0歳から中学校卒業までの児童を養育している方を対象に支給される手当。家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。
	児童扶養手当	離婚によるひとり親世帯など、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定及び自立の促進と、児童の福祉の増進に寄与するために支給される手当。支給対象者は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障がい児の場合は20歳未満）を監護する母と、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。
	児童養護施設	保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持つ施設。
	就学援助制度	学校教育法第19条に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる学齢期の児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う制度。
	食育	生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
	食生活改善推進員	「私達の健康は、私達の手で」をスローガンに、食を通じた健康づくり活動を行うボランティアのこと。
	スクールカウンセラー	児童生徒や保護者の悩みを受け止め、「心の専門家」としてカウンセリングや心のケアを行う者。
	スクールソーシャルワーカー	問題を抱える児童生徒に対し、教育と福祉の両面に関する専門的な知識・技術を用いて様々な支援を行う者。
	生活困窮者	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

	用語	解説
さ 行	生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう所要の措置を講ずるため、平成 25 年に成立し、平成 27 年に施行された法律。平成 30 年に改正され、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等のほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずることとされた。
	相対的貧困率	一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合。
た 行	高原町育英資金貸付事業	高校、高等専門学校、専修学校、各種学校、短大、大学に在学する生徒又は学生で、経済的理由により修学が困難な方に対し、資金の貸付けを行う事業。
	高原町教育資金融資制度 （高原町提携教育ローン）	子どもの教育を促進し、町民の生活安定と福祉の増進に寄与するために、九州労働金庫と提携して必要な教育資金の融資を行う制度。
	高原町無料職業紹介所	町内に就業場所のある企業・事業所への就職を希望される方を対象に、職業相談・紹介・求人情報の提供を行う。高原町役場庁舎内に開設。
	地域学校協働活動	幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域を創生する活動。
	適応指導教室	不登校の児童生徒等が学校生活へ復帰できるように、個別カウンセリングや学習指導等を行う組織。
	等価可処分所得	世帯の可処分所得（所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得のこと。
	特別支援教育支援員	幼稚園、小・中学校、高等学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助など、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対する学習活動上のサポートを行ったりする者。
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいを有する児童の福祉の増進に寄与するために支給される手当。支給対象者は、20 歳未満で精神又は身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母等。	
な 行	乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業。
は 行	パブリックコメント	「公衆の意見」を意味し、特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対して寄せられた意見を指す。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。 パブリックコメント手続（制度）とは、行政機関が命令等（政令、省令など）を制定するにあたって、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集する仕組みのこと。
	病後児保育	病気の回復期であり、かつ集団保育が困難である児童（病後児）を、病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が一時的に預かる事業。
	ファミリー・サポート・センター	育児について、援助を受けることを希望する「依頼会員」と援助を行うことを希望する「提供会員」との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。
	フードバンク	食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体・活動のこと。
	プラットフォーム	「台地」や「高台」等の意。「子供の貧困対策に関する大綱」においては、子どもと保護者にとって身近な学校を「地域に開かれたプラットフォーム」と位置付け、必要な支援を図ることとされている。

	用語	解説
は 行	放課後子ども教室	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業。
	放課後児童クラブ	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。正式名称は「放課後児童健全育成事業」。
	母子健康手帳	妊娠中からの健康管理と出産の記録や、子どもの健康診査結果、予防接種の記録に使用する手帳。妊娠の届出を行うことで、子ども一人につき一冊交付される。
	母子父子寡婦福祉資金	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的として貸し付けられる資金。
	母子父子自立支援員	配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導等の支援を行う者。
ま 行	宮崎県南部福祉こどもセンター	様々な家庭や子どもの問題への対応を充実するため、従来の「北・西諸県福祉事務所」、「都城児童相談所」、「知的障がい者更生相談所都城支所」の機能を統合した、北・西諸県圏域を管轄する、福祉に関する総合的な相談・支援機関。
	みやざき若者サポートステーション	15歳から49歳までの方の職業的自立を目的とし、厚生労働省が県との協働により設立した支援機関。一人ひとりに添ったプログラムと一緒に考え、就労・就学などの職業的自立を支援する。
	民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。児童福祉法による児童委員も兼ねており、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行う。
や 行	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。 また、すべての子どもが「わかる・できる」授業づくりとして、学習目標、学習方法、教材教具、評価など様々な面で特別支援教育の視点を取り入れた授業設計のことを「授業のユニバーサルデザイン」という。
	要保護児童等対策地域協議会	保護や支援を必要とする児童及び保護者に対して適切な支援を行うために、関係機関が協力・連携して会議を開催し、支援の内容について協議を行う。協議会は、代表者会議、実務者会議、ケース会議の3つから構成される。
ら 行	ライフステージ	幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、人生の節目ごとに分けられた段階のこと。
	労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。
わ 行	ワンストップ化	これまで別々の場所で受けていたサービスが、一つの場所で受けられるようになること。

高原町子どもの貧困対策推進計画

発行年月：令和4年3月

発行：高原町

編集：高原町役場 町民福祉課

住所：〒889-4492

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 899 番地

T E L：0984-42-2111